

令和3年度

第1回 長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：令和3年7月27日（火）10：30～17：07

場 所：ホテルセントヒル長崎 3階 紫陽花

出席委員：友広 郁洋 委員長

大嶺 聖 副委員長

梅本 國和 委員

中村 政博 委員

中村 沙織 委員

岡 美澄 委員

令和3年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和3年7月27日（火）

10時30分～17時7分

場 所：ホテルセントヒル長崎 紫陽花

午前10時30分 開会

1. 開 会

事務局（植村） 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます長崎県土木部建設企画課の植村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより後は着座して進めさせていただきますので、ご了承ください。

まず初めに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まずは、技術分野の専門家といたしまして、長崎大学大学院工学研究科教授の大嶺 聖委員でございます。

大嶺委員 大嶺でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） 法律分野の専門家といたしまして、弁護士の梅本國和委員でございます。

梅本委員 梅本です。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） 経済分野の専門家といたしまして、株式会社長崎経済研究所調査研究部長の中村政博委員でございます。

中村(政)委員 中村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） 環境分野の専門家としまして、長崎国際大学薬学部助教の中村沙織委員でございます。

中村(沙)委員 中村と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） 地方自治分野の専門家といたしまして、前松浦市長の友広郁洋委員でございます。

友広委員 友広です。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） 公募委員に選任されました岡 美澄委員でございます。

岡委員 岡です。よろしくお願いいたします。

事務局（植村） なお、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授の五島聖子委員におかれましては、本日、ご欠席との連絡を事前にいただいております。

本日の委員会の出席者数でございますが、全7名のうち6名、過半数の委員の方にご出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条第2項の規定によりまして委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

1 - 1 開会挨拶

事務局（植村） 次に、長崎県土木部長の奥田よりご挨拶を申し上げます。

奥田長崎県土木部長 土木部長の奥田です。長崎県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、今日にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より長崎県政、特に土木行政の推進に当たりまして、大変なるご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げたいと思います。

また、今年度から改選に伴って新たに委員をお引き受けいただきました友広委員、そして中村委員におかれましては、委員をお引き受けいただいたことに、まずは感謝申し上げたいと思います。また、継続していただいている委員の皆様にも、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

さて、昨年ですけれども、7月には長崎県においても大変な豪雨災害を受けました。河川の氾濫による家屋の浸水、法面、路肩の崩壊による道路の通行止め、あるいは地すべり等で、各地に被害が多数発生いたしました。これは地球環境の変動による影響というふうなことですけれども、このような災害が各地で頻発している中で、まだまだ防災対策というものは十分ではございません。

このような中で、国においては、昨年の12月、15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されました。国においては、この国土強靱化の取組を加速化、深化していくというふうなことですけれども、長崎県においても、この事業を最大限活用することによって、災害に強い強靱な県土づくりを推進して県民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、社会資本整備においては、地域経済をしっかりと支えるものでありますし、長崎県民の暮らしをより豊かにするためのものでもございます。

その一方で、これらを整備していくに当たりまして、公共事業というものは、予算や現場条件等によって、やむを得ず長期化するというふうなこともあります。一定期間が経過した段階では、事業を巡る社会経済情勢の変化ですとか、費用対効果、事業の必要性の観点からしっかりと評価して、継続すべきかどうかを判断するということが大変重要なプロセスになっております。

本委員会は、本県の土木行政に知見のある皆様方に公共事業を客観的かつ厳格な評価を行っていただくものであり、公共事業の実施における効率性や透明性を確保する上で非常に大きな役割を担っています。

本日諮問させていただきます案件は、再評価に関するものが42件、事後評価に関するものが5件あります。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますけれども、委員の皆様におかれましては、様々なご意見を頂戴したいと思っております。いただいたご意見については、適切に事業に反映して今後の事業の実施に役立てていきたいと考えておりますので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様のご健康とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

きます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（植村） ありがとうございます。恐縮ですが、奥田部長は要務の都合上、ここで退席させていただきます。

それでは、ここで本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

ホッチキス留めしております議事次第 1 組と、ファイルに綴じております資料が一式がございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、進めてまいります。

1 - 2 委員長、副委員長の選任

事務局（植村） 本委員会は、長崎県政策評価条例第 10 条の規定によりまして、委員長と副委員長を委員の互選により選任していただくこととなっております。

なお、任期につきましては、同条例第 9 条の規定によりまして来年度末までということになります。

まず、委員長の選任を行いたいと思いますが、どなたかご推薦される方はいらっしゃいませんかでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

中村(政)委員 中村でございます。会長推薦ということでございますが、松浦市長として長年にわたり市政運営を担ってこられました実績がおありで、会の取りまとめ、こういったことにも熟知されている友広委員をお願いしてはいかがでしょうか。

事務局（植村） 中村政博委員から、友広委員を委員長に推薦する旨のご発言をいただきましたけれども、皆様、ご賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局（植村） ありがとうございます。

それでは、友広委員にこの会の委員長をお願いしたいと存じます。

委員長より一言ご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

友広委員長 友広でございます。ただいま推薦をいただきまして、委員長の大役をお受けすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、中村委員からお話がございましたとおり、私は、松浦市長として平成 30 年までの 3 期 12 年間、市長の職を務めさせていただきました。従来、市の職員でございましたので、私は、市役所は市民の役立つところでなければならないと、そういう理念の下に市民とともに市民生活のさらなる向上、そして、市勢の発展ということを基本として、いろいろな施策を展開してきたところでございます。

このような経験を生かしまして、これからは県民の生命、財産、あるいは暮らしをどのようにして守っていくかということ、これにつきましてはやはりお金が必要でございますので、限られた予算をいかに効率的に執行していくかということ、特に県民の目線、県民の立場でしっかりと議論できればなというふうに思っているところでございます。

専門的な知識をお持ちの委員の皆様方におかれましては、活発なご意見をいただきたい、このように思います。そしてまた、私といたしましても、この委員会を円滑な形で進めて

まいりたいと。そして、この任務を皆様とともに果たしていければと思っているところでございますので、なかなかうまくいかないと思いますけど、委員の皆様のご協力をよろしくお願いして、委員長就任に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（植村） ありがとうございます。

続きまして、副委員長の選任に移りたいと思いますが、友広委員長から、どなたか推薦したい方はおられますか。

友広委員長 今、事務局から、私のほうでどなたかということでございます。長崎大学大学院工学研究科教授であります土木技術に高い知見をお持ちでいらっしゃる大嶺委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

事務局（植村） それでは、大嶺委員に副委員長をお受けいただくこととしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの進行は友広委員長にお願いをいたします。

友広委員長 それでは、私のほうから早速進めさせていただきたいと思います。

1 - 3 審議方法の説明

友広委員長 本日の第1回委員会では、先ほど部長からもお話がございましたとおり、再評価及び事後評価の対象となる事業の対応方針についてご審議をお願いいたしますが、審議に先立ち、事務局より審議の方法について説明をお願いしたいと思います。

事務局（馬場） 事務局から、審議方法についてご説明をいたします。

今回ご審議いただく事業につきましては、再評価が42事業、事後評価が5事業となっております。委員会において効率的かつ効果的な審議を行っていただくため、再評価事業のうち一括して説明・審議を行う一括審議と、個別に詳細な説明・審議を行う個別審議に分けることとしております。

個別審議を行う事業の選定方法につきましては、次に説明するとおりです。

まず、各事業実施主体において、選定ルールを基に一括・個別審議（原案）を作成します。選定ルールは、後ほど説明します。一括・個別審議（原案）を事務局が取りまとめ、再評価対象事業一括・個別（原案）一覧表を作成し、委員会前に行う事前説明において、各委員へ提示いたします。その際、各委員から1~2件を目安に個別審議のご意見をいただきます。いただいた各委員のご意見を基に、事務局において個別審議案件を選定し、委員に選定結果を提示します。委員から異議があった場合は、その事業を個別審議に追加します。

各事業実施主体における原案の選定ルールは、次のとおりです。対応方針の原案が、中止、休止、見直し継続の事業、費用対効果が1.1未満の事業、事業進捗率が計画の進捗率を20%以上下回る事業、年度平均予算が5億円以上の事業、社会経済情勢等に大きな変化があった事業、事業採択後5年未着手の事業につきましては、原案を個別審議とするこ

ととしております。このようにして個別審議対象事業を選定いたしました。なお、個別審議以外の事業は、一括審議としております。結果、個別審議が 13 件、一括審議が 29 件、計 42 件となっております。

最後に、審議の進め方について、ご説明します。

再評価事業の審議は、一括審議を行った後に個別審議を行い、その後、事後評価事業の審議を行います。一括審議は、事務局が一覧表により説明をした後に審議をお願いします。個別審議は、原則、一事業ごとに説明と審議をお願いします。事後評価につきましては、1 事業ごとに説明・審議をお願いします。

以上で審議方法についての説明を終わります。

友広委員長 ありがとうございます。今、事務局からご説明がございましたけれども、このことについて委員の皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。どなたからでも結構でございますが、ございませんか。では、今、事務局から説明がありましたとおりで審議を進めさせていただきたいと思っております。

2. 委員会審議

友広委員長 それでは、議題 2. 委員会審議に入ります。

先ほど、事務局からも説明がございましたが、審議を効率的に行うため、審議対象事業を事前に一括審議と個別審議に分けております。

まず、一括審議対象事業の審議を行い、次に個別審議対象事業についての審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、現地調査等の詳細審議が必要と判断される事業がありましたら、委員の皆様から、その都度ご発言をいただきたいと思っております。

なお、事業者は、正確かつ簡明な説明、回答を行っていただき、委員会の審議にご協力をよろしくお願いいたします。

2 - 1 再評価対象事業の説明及び審議

友広委員長 それでは、議題 2 - 1 再評価対象事業の説明及び審議に入ります。

一括審議について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、説明者は、所属とお名前を言ってから説明に入っていただきますよう、お願いいたします。

事務局（馬場） 事務局から、再評価の一括審議について、ご説明をいたします。

本委員会に先立ちまして、各委員へ事前説明を行っております。今回審議される全ての再評価事業について、詳しい事業内容と対応方針（原案）を説明しております。このため、本委員会におきましては、簡潔にご説明をさせていただきたいと考えております。

「別記 6 令和 3 年度 再評価対象事業一覧表」をご参照ください。

この一覧表の中で黄色着色の事業が個別審議対象事業、白塗りの事業が一括審議対象事業となっております。個別審議は 13 事業、一括審議は 29 事業となります。事業名、再評価の理由、事業の進捗状況、社会情勢の変化、コスト縮減の検討、対応方針（原案）等に

つきましては、一覧表のとおりとなっております。

以上で一括審議の説明を終わります。

友広委員長 ありがとうございます。今、一括審議の事業について事務局から概要を説明していただきました。

なお、このことについては事前に説明を行っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、各委員の皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。どなたか、皮切りをお願いしたいと思います。

委員の皆様をお願いしたいと思います。恐れ入りますけれども、議事の整理上、ご発言をされる場合は、お名前と案件番号をおっしゃってからお願いいたします。

中村(政)委員 事前説明のときに頂戴しております資料と、今日ここにある資料、これは並び方とか、そういったものは変わっているのでしょうか。

事務局(馬場) 事務局から説明します。

事前説明の日には個別審議の対象事業が決定しておりませんでしたので、順番に漁港 - 1 から漁港 - 2、漁港 - 3、道建 - 1、2、3 という形で並べていました。本日の資料につきましては、一括審議と個別審議が分かれた後の資料になっておりますので、最初に一括審議の対象の資料をずらっと並べています。その後、個別審議の対象事業の資料を並べるといった形にしています。「別記 6」につきましては、先ほど申し上げましたように、黄色の部分の個別審議事業、白塗りが一括審議の事業となっておりますので、白塗りの部分でご質問をいただければと考えております。

中村(政)委員 道建 - 7 についてお尋ねです。

こちらの案件、当初の B/C については 1.06、今回の B/C は 1.02 というようなことでございますけれども、工期が随分長くなってきております。その上で B/C も下がってきている。事業費もかなり、10 億増加といったようなことでございます。これだけ B/C も悪くなって、さらに悪くなって、期間も延びるということについては、この事業を継続することについての合理性というのをどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。「お一人が連絡が取れず交渉を進めることができなかった」ということもございますけれども、それにしましてもかなり、B/C 問題、工事費ともにどういう合理性があるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

道路建設課 道路建設課の松永です。よろしくお願いたします。

今、委員からご指摘がありました B/C についてですが、こちらの事業につきましては、当初事業費が 15 億円から 20 億円と 5 億円以上増えております。また、事業期間につきましても、当初から丸 8 年と 5 年延びています。そういった中で B/C が 1.06 から 1.02 と確かに下がっているものの、事業費とか事業期間に比べて減少幅が少ないというところの理由になりますが、計画当初の交通量が 1,194 台だったのが、今回、交通量調査をした結果 1,400 台に増えたことによる交通量の増加。あと、交通量の調査をしたときに、増加の中で貨物車とか、そちらの交通量が増えたということで便益が上がっているところでございます。

あと、用地の1件、不在者がいらっしやることにつきましては、今現在、不在者財産管理人制度を活用しまして弁護士に供託金を預けて契約をするという手続を進めておりますので、こちらの用地は解決するものと思っております。

以上で説明を終わります。

友広委員長 よろしいですか。

中村(政)委員 はい。

友広委員長 ありがとうございます。

大嶺副委員長 大嶺でございます。港湾-2について質問したいんですが、後から出てくる個別案件でも似たようなことがあるんですけど、防波堤の機能強化というところが整備の追加が行われたという理由になっていると思います。この機能強化というのが、どういう考え方、設計基準とかが見直しになったのか、あるいは県独自で判断されているのかとか、長い目で見ると温暖化で台風が大型化するか海面上昇するとかいろんな影響が考えられると思うんですけど、どういう考え方で設計見直し、機能強化が行われたのかということをお教えいただければと思います。

友広委員長 お願いします。

港湾課 港湾課の城戸と申します。先ほどおっしゃられましたように、波が大きくなっているということでの沖波の見直し、それと老朽化が進んでいることによって、その老朽化対策というものを今回の事業で実施しております。

大嶺副委員長 追加ですけど、この事案がそうということなんですけど、全体として、そういう事業の見直しがかなり行われていると考えてよろしいでしょうか。

港湾課 そうですね。この防波堤というのが港湾施設の基本的なものであって、一番外にあって、港を、地域を守るということになりますので、ある一定の規模ですとか機能が劣る防波堤につきましては、設計波といいますか、そこら辺の見直しを行いながら、随時今後も改良していくようなことで計画しているところでございます。

友広委員長 ありがとうございます。

岡委員 岡です。例年、審議を一つずつしていたので、ついついその癖で、ある程度、最初のページからしていくのかと思ってましたので、ちょっと今日の新しいやり方に慣れないで、なかなか意見が言えなかったのと、一括審議に関しては、事前説明のときに大体その場で納得できるような内容であったので、大きな質問というか、ぱっと出るのが少なかったんですけども、事前説明のときにも気になっていた道路維持の2、大村の総合運動公園に関する件ですけども、第1期事業、第2期事業、第3期事業、その区分けが今回変わって、第1期事業を拡大されるということですけども、そうすると、質問としましては、第1期事業が全部済まないと使えないのか、それとも既に出来上がっているところはグラウンドなど使っていらっしやるのか。工期が延びているので、できているところからどんどん使っていらっしやるればいいなと思っております、その点をお尋ねさせていただきます。

道路維持課 道路維持課の都甲と申します。今、ご質問いただきました件につきまして、大村市さんで今事業を進めておられますけれども、第1期事業において供用している部分

も一部ございます。

以上です。

岡委員 ありがとうございます。今回、どのような理由で第1期事業の部分を拡大されることになったのか、素朴な疑問ですけれども、一つずつしていく分には問題なかったんじゃないかと思うんですけれども、背景的にどういう理由があって今回の区分けを変更されたということになるんですか。

道路維持課 周辺の小中学校の近場で日常的に使える公園の整備の要望がある等、様々な理由におきまして区域の拡大をするということで確認をしております。

岡委員 ありがとうございます。大村市は人口も増えているし、お子様も多いということで、こういう施設は歓迎すべきことだと思います。よりよいスポーツ広場が早急にできることを願いますとともに、今回おっしゃられたとおり、完成されている部分から供用されているということで理解していいということですね。

そのようなことで、ますますこのような施設が、ちょうどオリンピックもやっていることですし、スポーツ広場が大きくなればなるほど、子どもたちの夢も広がっていいかと思えます。

以上です。

友広委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。一括審議の事業について整理したいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは、ないようでございますので、説明がありました一括審議、29事業の対応方針の原案のとおり、認めるということでよろしゅうございますでしょうか。委員の皆様が頭をうなづくということで意思表示をされたようでございますので、ご異議がないということで、原案のとおり認めることといたします。ありがとうございます。

2 - 1 再評価対象事業の説明及び審議

友広委員長 それでは、ここからは1件ずつの個別審議を行いたいと思います。

漁港 - 1 漁港整備事業 長崎漁港

友広委員長 最初に、水産部漁港漁場課、漁港 - 1の説明をお願いいたします。

1件当たり17分前後を予定いたしておりますので、事業説明者におかれましては、できるだけ詳しくかつ簡明にということで、無理なお願いですけれども、3分から5分程度でご説明をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明者(長崎港湾漁港事務所) 長崎港湾漁港事務所漁港課の森山と申します。よろしく願いいたします。

それでは、漁港 - 1 漁港整備事業 長崎漁港について、ご説明いたします。

長崎漁港においては、平成23年、新規として審議を行っており、事業採択後より10年経過したことから再評価の対象となっております。

長崎漁港は、長崎市に位置する特定3種漁港であり、長崎地区及び三重地区で構成されております。三重地区は、全国第3位の取扱金額を誇る長崎魚市場が位置しており、災害

発生後においても水産物の流通機能を維持し、地域経済の停滞を防止するため、陸揚げ岸壁や臨港道路等の防災機能を強化し、また、食の安全に対する国内外の消費者ニーズに対応した高度衛生管理体制を構築するため、品質低下を抑制する閉鎖型の荷さばき所等の整備を行っております。

長崎地区では、長崎県庁及び県警本部が位置しており、災害発生後の人員・緊急物資等の海上輸送機能など、防災拠点としての役割を果たすため、既存岸壁や臨港道路等の機能を強化し、また、老朽化した岸壁や臨港道路等の長寿命化対策を行うようにしております。

これまでの整備において、中国への輸出量増加や就労環境改善に対応するため、高度衛生化に配慮したレイアウトの変更や魚体自動選別機の整備等の追加を行い、また、全国有数の産地市場を有し、被災による経済活動への影響が著しいため、数百年に一度の確率で起こり得る地震に対応した設計手法の採用を行い、事業費を増額するものです。

また、着工後、荷さばき所の杭の支持地盤が軟弱であることが判明したことによる杭造成工法の変更や輸出拡大に向けた活魚センターの改修及び製氷施設の整備の追加などを要因とし、工期を延期するものです。

事業の必要性としまして、三重地区では荷さばき所の壁や岸壁に屋根がないため、直射日光や雨の影響を受けることに加え、鳥獣が進入可能な状態となっており、異物混入等による水産物の品質低下が危惧されている状況であるため、荷さばき所の整備が必要です。

また、大規模地震が発生した場合、陸揚岸壁が倒壊し、水産物の流通機能が停止し、地域経済の停滞が危惧されている状況であるため、岸壁の耐震化も必要であります。

長崎地区は、長崎市中心部において大規模地震発生後の人員・緊急物資・復旧資材等の海上輸送機能などの防災機能の確保が必要となっております。また、築造後、約 50 年が経過し、老朽化が著しい施設について、緊急的な長寿命化対策が必要です。

現時点までに主要工事である荷さばき所のうち、西棟 期、 期、 期、東棟 期、 期が供用開始を行っており、残りの施設について魚市場の機能を確保しながら、令和 5 年度までの完成を目指します。

費用対効果分析については、追加施設等の便益の追加があるものの、事業費の増加及び工期の延長に伴い、事業効果の発現が遅れること等により、当初 1.29 が 1.25 に減少しております。

当事業は、近年、食の安全・安心に対する国内外の消費者ニーズが非常に高まっていることから、中国輸出の増加と販路拡大の取組を推進するなど、本県の基幹産業である水産業の成長に寄与する重要な事業であります。

また、災害等有事の際の水産物流通機能を確保するとともに、漁業者や市場関係者などの経済損失を低減するため、事業の早期完成が求められております。

そのほか、全国第 3 位の取扱金額を誇る全国屈指の漁港であること、供用を開始した荷さばき所の効果が発現し、同様に早期完成を求められていること。また、令和 2 年度までの事業進捗率が 74.9%であることを踏まえ、事業の必要性、整備効果が十分に見込まれる事業であることから、対応方針を「継続」としております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。ただいま漁港 - 1 について説明を受けたところでございます。これからご質問等をお受けしたいと思っております。

岡委員 岡です。長崎県の中心、長崎県庁の近くですので、土地柄も大変興味深い案件であるかと思っております。

幾つか質問ですけれども、長崎県庁がある岸壁の耐震化も含め、当然必要だと思っております。以前は 50 年に一度レベルの耐震化だったんじゃないかと思っておりますけれども、先ほどの説明にもありましたとおり、数百年に一度に対応する設計手法を適用すると、当然のことだと思っております。

4 ページですか、青い完成した部分、もう一回この部分を新たに造り直すということなのですかということが一つと、説明にもありましたが、西棟、東棟、工程順に行っているようですが、有事の際には物流が大変大事だと思っておりますので、ここに関しては早期に長崎県の有事があった際を見越してこういうふうに通っていくことが大変大切なことだと思っております。

結果的に質問は 1 つです。

説明者（長崎港湾漁港事務所） 長崎地区の岸壁につきましては、これからということではなくて、ここにつきましては耐震化の工事は終わっております。

あと、8 ページの西棟、東棟の周辺につきましては、岸壁の耐震化の工事は、今、継続して行っているところです。

岡委員 7 ページの写真左に「岸壁の耐震強化」と書いてあるんですが、こちらは終了しているということですか。

説明者（長崎港湾漁港事務所） こちらの岸壁につきましては、整備は終了しております。

岡委員 そしたら、今回、特に防災機能の強化ということに関しては、当然強化した上で県庁がある側の岸壁はできているということで理解してよろしいですか。

説明者（長崎港湾漁港事務所） はい、そのとおりでございます。

岡委員 ありがとうございます。

もう一つ、ほかの部分も新たにますます強化をして計画を変えたということでもよろしいですね。

説明者（長崎港湾漁港事務所） そうです。

岡委員 ありがとうございます。

友広委員長 ほかにございませんでしょうか。

大嶺副委員長 大嶺です。関連する質問なんですけど、耐震機能の強化ということで、予算が三十何億か増額ということなんですけど、護岸を耐震化していると思うんですが、例えば、7 ページに赤で示されてますけど、これが既に供用が開始されているところも護岸強化、例えば、基礎の支持を強化するとか工事が行われたのか、行われる予定なのか、一部分だけ機能強化するのかをもうちょっと教えてください。全体のところなのか。

説明者（長崎港湾漁港事務所） こちらにつきましては、そういった震災時に救援物資等を運ぶ船舶の係留に必要な 180 メートルの区間において耐震強化を図っております。

大嶺副委員長 それは、軟弱地盤という話もどこかにあったと思うんですけど、基礎を強化したんですか、それとも岸壁を、どういう耐震機能...

説明者(長崎港湾漁港事務所) こちらは地盤改良ではなくて通常の整備でやっております。地盤改良と言ったのは、荷さばき所の基礎のところを地盤改良でやっているということです。

大嶺副委員長 それはどこになりますか。それも耐震の機能強化が理由なんですか。今の軟弱地盤の基礎の強化、それは耐震とは関係なくて、軟弱だから追加されたということでしょうか。

水産加工流通課 水産加工流通課の久保と申します。5ページ目、完了工期のところの荷さばき所の杭の支持基盤が軟弱だったということで、岸壁とは別でして、建物の基礎、その部分の改良として基礎部分の工法を変更しました。

大嶺副委員長 それとは関係ないですね、耐震性とは。

水産加工流通課 はい。

大嶺副委員長 了解しました。

友広委員長 ほかに。

岡委員 岡です。7ページの写真を見ると、どうしてもここの岸壁も耐震、築50年が過ぎて老朽化が激しいから、ここも新たな追加の増額の部分に入っているんだなと思ってしまうような資料に感じてしまうなと思いました。7ページに「岸壁の耐震強化」と書いてありますけれども、今回のお金の増額に関しては、ここは入っていないということですか。既にここは済んでいるということですね。

説明者(長崎港湾漁港事務所) こちらについては、もう完了しておりますので、これについては入っておりません。

岡委員 若干、この資料がわかりづらかったかなと思いますが、ここに関しては完了しているということで、今回の増額には関係ないということですね。

説明者(長崎港湾漁港事務所) はい。

友広委員長 よろしいですか。

岡委員 はい。

大嶺副委員長 質問ではないですけど、増額の費用が、ちょっと内訳とかがわかりにくいので、もうちょっと、例えば先ほどの防災機能の強化は31.6億円ということなんですけど、5ページを見ると全体の合計が243億が336億、全体のことしか言ってなくて、基礎の下の軟弱な地盤がどれぐらいお金がかかったとか、あとの9ページで出てくる予算の内訳が、これだけだと、それぞれの内容がわかりにくいかなと思いますので、今はいいですけど、示し方とかもうちょっと説明したらいいかなと思います。

友広委員長 今の大嶺副委員長のご質問について、積算の根拠といいますが、工種別とかがわかりづらいということですけど。

説明者(長崎港湾漁港事務所) 5ページは全体で示しておりまして、9ページは主立ったものということで表現しておりまして、わかりづらい資料となっております申し訳ございません。

9ページのこの表につきましては、上の方が荷さばき所関係の、先ほどから出ております地盤改良でありますとか、あと、レイアウトの変更とか、新たに魚体自動選別機の追加でありますとか、そういったことによって増えていると。防災機能の強化につきましては、設計手法、東日本大震災を踏まえた形で増えているということで、主な内容としまして記載させていただいております。

友広委員長 よろしいですね。ありがとうございました。ほかにございませんか。

中村(沙)委員 中村です。荷さばき所は何棟か供用開始されているということなんですけど、これは6ページにあるような鳥獣の進入なんかを完全に対策されて進入が不可能な状況に改善されているんでしょうか。これから数十年、これ以降の改修が不必要なぐらいされているのかなというのが少し気になりまして質問させていただきます。

友広委員長 お願いします。

水産部水産加工流通課 水産部水産加工流通課の神埼でございます。こちらは高度衛生化ということで、鳥であるとか猫等が入らないように壁で仕切った形をしておりまして、閉鎖型と言っておりますけれども、それが入らないようにしています。また、一部、どうしても荷物の搬入等で開けないといけないところについては、ネットをかぶせて入らないようにし、建物自体として衛生化が図れるような形で設計しておりますので、そういった形で水産物の鮮度向上が将来にわたってかなり見込めるのではないかと考えているところです。

以上でございます。

中村(沙)委員 ありがとうございます。

友広委員長 ほかにございませんでしょうか。

ただいま、いろいろな角度からご質問、ご意見をいただいたところでございますが、この事業について、現地調査あるいは詳細審議が必要かどうか、この辺についてもお聞きしたいと思います。今、ずっと議論して的確なお答えをいただいたと思いますので、ほかにご意見がなければ、漁港-1については、対応方針どおり、「継続」ということでお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。それでは、漁港-1については、「継続」ということにいたします。

次に移らせていただきます。

漁港-2 奥浦地区水産流通基盤整備事業(五島市)

友広委員長 水産部漁港漁場課の漁港-2について、説明をお願いいたします。

説明者(五島振興局河港課) 五島振興局河港課の田川です。よろしく申し上げます。

漁港-2の五島市にあります県営奥浦漁港において実施している水産流通基盤整備事業について、ご説明いたします。

本事業は、平成23年度に採択され、平成24年度に着手しております。

今回は、防風フェンスの追加や道路改良を廃止するなど、情勢の変化に対応した計画に

見直すため、審議を受けるものでございます。

本事業の目的について説明いたします。本事業は、マグロ養殖及び大型まき網漁が盛んである奥浦漁港において、漁業活動の効率性、安全性の向上を図ることを目的としておりまして、作業時等の強風の影響を軽減するための防風フェンスを整備する防波堤A(改良)100メートルや、S護岸(改良)30メートル、不足していた養殖作業用のスペースや係留施設を確保するための用地及びマイナス4メートル岸壁等を実施しております。

漁業活動の効率性、安全性の向上を目的として整備する防風フェンスについて、ご説明します。沖から吹き付ける強風に煽られながらの出航準備や漁具補修の作業が重労働かつ非効率となっていたため、フェンスを設置し、就労環境の改善を図るものでございます。

続いて、養殖作業等の効率化を目的として整備する用地・岸壁について説明します。本漁港では、養殖業の拡大に伴い、慢性的に用地・岸壁が不足していたことから、不安定で狭い海上の筏での網補修作業を強いられるとともに、餌の積み待ちが生じていたため、用地・岸壁を整備し、作業時間短縮による生産コストの削減を図っております。

次に、今回見直しにより廃止を予定しております道路改良について説明します。道路改良については、奥浦漁港内において養殖が営まれている檜ノ浦地区と大泊地区の2地区間における餌の運搬の効率化を図るものとして、2地区を結ぶ狭隘な道路を大型車が通行可能となるよう拡幅する計画としておりました。しかし、令和元年に檜ノ浦地区の養殖作業の用地と岸壁が供用開始されたことに伴い、餌の荷降ろしや積み作業が効率化したことに伴い、餌の運搬がこれまでの陸上輸送から海上輸送にシフトしたため、道路改良のニーズが乏しくなっている状況において、地元と協議を重ねた結果、道路拡幅を取りやめることとなったものでございます。

次に、事業の進捗状況でございます。令和2年度末時点で76.6%になっております。残る防風フェンスを整備する防波堤Aの改良等を令和4年度までに完成することとしております。

続いて、事業の投資効果について説明いたします。費用対効果については、防風フェンスの便益や用地・岸壁の供用開始に伴い、新たに把握できた網補修時間の短縮効果等の便益を追加したことにより、当初の1.24から1.83に増加しております。また、事業費と事業期間を見直すようにしております。事業費については、防風フェンスの追加により増額したものの、道路改良の廃止による減額が大きく、トータルでは減額となっておりますのでございます。事業期間については、防風フェンスを追加したことにより、令和4年度まで延伸しております。

以上を踏まえた本事業の対応方針について説明いたします。用地・岸壁等の整備済みの施設については、漁業活動の効率化等の効果発現が確認されるととともに、残事業についても地元漁協から早期完成が望まれている状況でございます。しかし、道路改良については、用地・岸壁における改修により作業効率化が図られたことに伴い、餌の運搬形態が変化したため、整備を取りやめ、事業を見直した上で事業を「継続」することとしたいと思っております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

友広委員長 ありがとうございます。今、漁港-2について説明をいただきました。

委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

梅本委員 梅本です。順番に質問させてください。

事前にいただいた資料で、漁業情勢、社会経済情勢等の変化の原因ということで書かれていることが、「マグロ養殖業の規模拡大により漁業生産量が大幅に増加したものの、海洋生物資源の保存管理法、TACに基づくマグロの漁獲規制が強化された」というふうな説明があるんですけども、養殖業自体は規模を拡大しているということですが、海洋生物資源の保存管理法に基づく漁獲規制ということで、まき網漁業自体の生産量とかは何か影響は受けているんでしょうか。

説明者（五島振興局河港課） 本漁港のまき網については、マグロの漁獲規制強化に伴う影響を受けているとは聞いておりません。

梅本委員 わかりました。

それで、マグロ養殖業は大分規模を拡大されているということですが、ここ10年で養殖業者の数というのは、変化はあるんでしょうか。

説明者（五島振興局河港課） 変化はありません。

梅本委員 次の質問ですが、当初計画からの変更点を確認させてもらいたいんですけども、基本的な変更点としては、まず1点、防波堤A（改良）のL20メートルから100メートルに延長したというのが1点と、2点目がS護岸（改良）というのがL30メートルを追加したということ、3点目の道路L550メートルの廃止、この3点と考えていいですか。

説明者（五島振興局河港課） そのとおりです。

梅本委員 まず、防波堤A（改良）の工事内容ですけども、これはどのようなものなのでしょうか。既存の防波堤に防風フェンスを設置するような工事なのでしょうか。

説明者（五島振興局河港課） そのとおりです。既存の防波堤の上に防風フェンスを立てる工事です。

梅本委員 防波堤にフェンスを立てるということですね。それがもともと20メートルの範囲でやろうとしていたのが100メートル、フェンスを立てようということになったということですね。

説明者（五島振興局河港課） 当初は防波堤を100メートルから120メートルに延伸して、効果を発現させようとしていましたが、既存の防波堤100メートルの中で防風フェンスの整備に変更し、就労環境の改善や漁業活動の安全性向上を図ることにしたということです。

梅本委員 わかりました。先ほど、防波堤の写真がありましたけれども、赤い部分まで柵を立てるということなんですか、高さとしては。

説明者（五島振興局河港課） 赤い線は、高さを表しているわけではありません。現在、設計を行っておりまして、その結果により高さは決まっています。

梅本委員 わかりました、写真は高さではないということですね。

説明者（五島振興局河港課） はい。

梅本委員 それと、同じ柵を「S護岸（改良）L=30m（追加）」と書いてますが、こ

れも防波堤につなげて...

説明者(五島振興局河港課) 連続するところまで...

梅本委員 さらに延ばすということですかね。

説明者(五島振興局河港課) はい。護岸の背後が写真の網の補修作業をする場所になりますので、そこまで防風フェンスをしないと効果が発現しないということで、そこまで整備する予定にしております。

梅本委員 はい、わかりました。

道路の改良 L550 メートルを廃止ということですが、この道路工事自体は全く着手していなかったんでしょうか。

説明者(五島振興局河港課) 工事については、着手はしておりません。

梅本委員 それで、事前の資料の1枚目で令和3年度再評価実施箇所別表の中で、主な事業内容について、「丸は令和4年以降計画があるもの」と記載されているんですけども、今回、工期が令和4年となっていますけれども、令和4年以降計画があるというのは、どういうことなんでしょうか。

説明者(五島振興局河港課) この表現は、令和4年を含めて計画があるという意味です。

梅本委員 今回上げている工事内容のことを言っているわけですか。

説明者(五島振興局河港課) そうです。

梅本委員 令和5年、令和6年とあるということじゃなく、令和4年度のことということですかね。

説明者(五島振興局河港課) はい。

梅本委員 それで、資料が簡潔で私は十分理解できなかったのですが、今日の資料で「3.事業の効果・必要性」というところで、右上に「充分な作業スペースの確保により、大型貨物車が横づけでき、毎日の給餌作業が効率的に」と書いてあるんですけども、毎日の給餌作業というのは、これはマグロの養殖に関するものなんでしょうか。具体的にどこで行う、どのような作業を言っているんでしょうか。

説明者(五島振興局河港課) この奥浦漁港の沖合でマグロの養殖を行っておりまして、その養殖場に運搬する餌をこの岸壁に直接持ってきて随時作業を行っているということです。

梅本委員 養殖場というのは沖合にあるような感じですか。

説明者(五島振興局河港課) そうです。沖のほうにありまして、図面ではわかりづらいんですが、1ページの位置図、ちょっと小さいんですけど、樫ノ浦地区の沖合、ちょっと沖のほうに養殖場があるという形になっております。

梅本委員 そうすると、そこまで船で持って行くような感じですか。

説明者(五島振興局河港課) そうです。その船に積み込むために岸壁に餌を持って来て、そこから積み込んで船で運搬していくという感じになります。

梅本委員 餌というのは、どこから持って来るんですか。そこでとれるものなのか、それともどこか遠方からトラックで持ってきたりとかするんですか。

説明者（五島振興局河港課） 基本的には他漁港で漁獲後、冷凍されたものを大型車で持ってきて、船に積み替えて養殖場まで持って行きます。

梅本委員 そうすると、陸路で、よそからトラックに載せて餌を港まで持って来て、給餌船が何かに餌を積み替えて沖合の養殖場に餌をやりに行くみたいな。

説明者（五島振興局河港課） そうです。

梅本委員 そうすると、ここに「一度に複数の給餌船が係留でき」とありますが、給餌船というのは、沖合の養殖場に餌を運ぶための船ということですか。

説明者（五島振興局河港課） そうです。

梅本委員 それで、4の道路（改良）廃止の背景・内容ですが、整備目的として、「檜ノ浦地区から大泊地区へ養殖用餌運搬の効率化」と書いてありますが、これは檜ノ浦地区から大泊地区へ運搬するというのは、どういう必要性からなんですか。

説明者（五島振興局河港課） 養殖場自体が檜ノ浦地区の沖合と大泊地区の沖合にございまして、大泊地区の沖合に運ぶ餌を大泊地区で積み込む作業をするんですが、もともと檜ノ浦地区に養殖業者がおりまして、そこに一括でよそから持ってきたものを、そこで分けて、大泊地区と檜ノ浦地区に運ぶ想定だったんですが、檜ノ浦地区にこの事業で岸壁を整備したことにより、そこから直接船で持って行けることになりましたので、道路の改良は当面必要ないということで、今回、廃止ということにしております。

梅本委員 海上輸送がまだ十分じゃないときは、養殖の餌というのは、一旦、檜ノ浦地区まで業者さんが持って来て、それを陸路で大泊地区まで運んで、さらにまた船に乗せて沖合まで行っていたような感じですか。

説明者（五島振興局河港課） そうです。

梅本委員 そうすると、今回、陸路ではなくて海上輸送ということですが、檜ノ浦地区から給餌船でそのまま大泊地区の沖合まで持って行くということなんですか。

説明者（五島振興局河港課） そういうことです。

梅本委員 檜ノ浦地区で船に乗せたら、改めて積み直す必要はなく、もう大泊地区の養殖場まで持って行って餌をやれるということですね。

説明者（五島振興局河港課） そうです。

梅本委員 そういうことなんですね。何度も積み替えたりするのかなと思ったものから、陸路であれば数分で着くような場所だと思うので、そういうことなんですね。

ちなみに、大泊地区に養殖場は幾つぐらいあるんですか。

説明者（五島振興局河港課） 生け簀の数までは把握しておりません。

梅本委員 そうですか、はい。そうすると、今回、道路（改良）廃止ということで、理由として「陸送の需要が減少」と書かれてますが、仮に今回陸路の道路を整備したとしても、なお海上輸送のほうが便利という考えとっていいんですか。

説明者（五島振興局河港課） そうですね。マグロ養殖を実際にされている業者にも聞き取りをしまして、そっちのほうが効率的で、今現在もその形でやっておりますので。

梅本委員 そういうことですね。わかりました。私としては、海上輸送だとぐるっと回って遠回りになるような感じなので、陸路だとすぐなので、実際工事をやったら、そっち

のほうが便利なんじゃないのかなというふうに思ったんですが、理解しました。

私の質問は以上です。

友広委員長 ありがとうございます。ほかの委員さんからどうぞ。

岡委員 岡です。質問というより意見に近いんですけども、今回、一括審議の中で、ほとんど飛ばしておりますけれども、地すべり対策などでは億単位のお金が追加になっているようなことですが、今回、このように時代背景、時代の流れによって不必要なものは不必要ということで廃止を検討していただいて、また、この委員会は、そのためにあるような本領発揮できるいい案件じゃないかなと思っております。なかなか廃止とか、お金が少なくなるということが、この委員会では少ないので、やはりこのご時世、必要なものは必要だけど、不要なものは不要だと言う勇気が、地元の方々のご意見、ありがたいなと思っております。

あと、質問というか、先ほどもありましたけれども、最初、私も防風フェンスが赤いラインの高さまであるのかと思って、逆に風で倒れたら大丈夫かと心配だったんですけど、実際には設計中ということで、もちろん考えていらっしゃるとは思いますが、最近の自然災害、風も予想外の風が吹いていると思いますので、つけたばっかりに逆に何か被害がないように、くれぐれも設計を、どのようなフェンスか知りたかったんですけども、まだ詳細はわかりませんよね。フェンスというと、普通、あみあみのフェンスしか予想ができませんけど、それでは風よけにならないでしょうから、風よけのフェンスというのはどういうものなのかなというのがちょっと疑問がありましたので。雰囲気だけでもわかればお伺いできればなと思っておりますけど、今、設計中でしたら無理にお尋ねしませんので、対策をしっかりしてほしいなと思っております。意見だけです。

説明者（五島振興局河港課） 防風フェンスについてですが、イメージとしては、波板というか、パネルに小さい穴が空いているようなものと思っていただければいいと思います。

友広委員長 よろしいですか。

岡委員 はい。どうもありがとうございます。

友広委員長 ほかにございませんか。 それでは、水産部漁港漁場課の漁港 - 2 について、ご質問、意見をいただいたところでございますが、このことにつきましては、対応方針どおり、「継続」ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

道建 - 1 道路改良事業 一般国道 251 号（出平有明バイパス）

友広委員長 時間が押しておりますして 12 時近くになったところでございますが、午後時間も時間がなくなる可能性もありますので、もう 1 件、道路建設課の道建 - 1 まで午前中に審議をお願いしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

説明者（島原振興局道路第二課） 島原振興局道路第二課の小川と申します。よろしくお願ひいたします。

道建 - 1 道路改築事業 一般国道 251 号（出平有明バイパス）の再評価について、ご説明いたします。

まず、審議の経過でございますが、今回は 3 回目の再評価となります。再評価の理由といたしましては、事業費の増加、工期の延長によるものでございます。

出平有明バイパスの位置でございますが、諫早市と南島原市を結ぶ延長約 50 キロメートルの島原道路の中で、島原市出平町から有明町を結ぶ延長 3.4 キロメートルの赤色の部分となります。

本事業は、島原道路の一部として広域ネットワークを形成し、島原半島から空港や整備中の新幹線などへのアクセス向上や緊急医療体制の強化、長崎、県央地域との連携強化などを目的としております。

出平有明バイパスは、平成 25 年度に事業化し、平成 28 年度から用地買収、工事に着手しております。平成 30 年度に橋梁を 1 橋、架設し、事業進捗率は、事業費ベースで 57%、用地の取得率は 83%となっております。

島原道路の整備促進により、島原半島の観光交流促進や物流のさらなる効率化が期待されます。また、幹線道路の代替路としての側面も持っており、災害時における緊急輸送道路の強化にも貢献いたします。

事業の進捗状況でございますが、平成 28 年度から用地買収、工事に着手し、橋梁工事、函渠工事等を随時進めております。また、令和 3 年 8 月には原口町地内の建物等の移転が完了する予定でございます。

続きまして、事業費の見直しについて、ご説明いたします。今回、全体事業費を 75 億円から 130 億円に見直しております。その内訳につきまして 5 点、ご説明いたします。

まず、1 点目が橋梁下部工形式の変更でございます。用地先行取得箇所では地質の概略調査を実施した結果から、杭基礎の長さを想定しておりましたが、用地取得後に橋台、橋脚の設置について詳細調査を実施した結果、杭の長さに変更が生じました。変更が生じた橋梁が 7 橋あり、それぞれ 0.1 億円から 1.4 億円の増額が発生しまして合わせて 4.9 億円の増でございます。

2 点目は地盤改良の追加でございます。概略調査の結果、約 1.7 メートル程度の軟弱地盤が確認され、主に浅層混合による地盤改良を想定しておりましたが、詳細調査の結果、さらに深く地盤改良を要することが判明いたしました。これにより 39.8 億円の増でございます。

3 点目は埋蔵文化財調査の追加でございます。県教育委員会が公表しております遺跡地図により調査範囲を想定しておりましたが、道路計画地周辺で試掘等による調査範囲の確認を行いましたところ、追加発掘調査が必要な箇所が判明しております。これにより 7 億円の増でございます。

4 点目が補償額の増加でございます。当初は過去の事例等から補償額を想定しておりましたが、物件等調査により倉庫内に多数の工作物等が確認されたため、補償額が 3.3 億円増加しております。

最後に盛土材の調達先追加でございます。出平有明バイパスは、そのほとんどが盛土構

造の道路です。全体で 30 万 m³を超える土量が必要となりますが、近隣で流用可能な公共工事や盛土材の採取が可能な砂防ダムからの土砂搬入でも不足する状況でございました。今回新たに管理者と協議が完了した砂防ダムから 3 万 m³程度を調達することができるようになりましたので 0.7 億円の減額でございます。

以上、5 点により 55 億円の増額でございます。

続きまして、事業期間の見直しにつきまして、ご説明いたします。

今回、完了時期を令和 4 年度から令和 6 年度に見直しております。主な理由は 3 点ございます。1 点目が埋蔵文化財本調査箇所追加であります。当初、3 年程度を見込んでおりました埋蔵文化財調査でございますが、本調査箇所の追加に伴い、調査期間を 5 年に延長しております。次に、用地取得の遅れでございます。用地交渉の遅延により用地取得が今年度末までずれ込む見込みでございます。最後に、事業費増による事業期間の延長でございます。事業費の増額でご説明いたしましたとおり、地盤改良工事量が増加しており、工事期間も当初の想定から 2 年延びる見込みでございます。以上、3 点の理由により事業期間を令和 6 年度まで延長するものでございます。

続きまして、社会情勢等の変化について、ご説明いたします。

島原道路の一部である諫早インター工区が令和元年度に供用を開始し、出平有明バイパスの先線に当たります有明瑞穂バイパスが令和 2 年度に新規事業化しております。島原道路全体としての効果を早く発現させるためにも出平有明バイパスの早期完成が必要と考えております。

事業の投資効果について、ご説明いたします。

費用対効果のプラス要因といたしましては、有明瑞穂バイパスの事業化に伴う当路線の将来交通量の増加がございます。また、マイナス要因といたしましては、事業期間の延長、事業費の増加がございます。前回、再評価時点の B/C1.78 に対しまして、今回の見直しにより 1.37 まで低下しております。

費用対効果は低下しておりますが、事業進捗率 57%、用地進捗率 83%と高く、地元自治体から早期完成を望む声が多く聞かれることから、対応方針は「継続」と考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問をお受けしたいと思います。

大嶺副委員長 大嶺です。2 点ほどあるんですけど、一つは、10 ページにある地盤改良工の追加というところが 40 億円近い金額が増加になって、この資料だけしかないので詳しいところがわからないんですけど、例えば、どういった地盤改良で、どれぐらいの土量を改良したのかというのが、今わかるかどうかわからないんですけど、そういったことをまず教えていただけますか。

友広委員長 お願いします。

説明者（島原振興局道路第二課） 当初想定しておりました浅層混合ですが、約 2 万 3,000 立米、中層混合が約 1 万立米で 3 億円程度と想定しておりました。詳細な地質調査設計の見直しを行った結果ですが、浅層混合が約 1,500 立米、中層混合が 8 万 6,000 立米ということで 42 億 8,000 万円で、その差が 39 億 8,000 万円という結果でございます。

大嶺副委員長 中層改良というのは、セメントで改良するような改良ですか。

説明者（島原振興局道路第二課） はい。

大嶺副委員長 わかりました。この島原道路だけじゃなくて、普通の道路建設のやり方だと思んですけど、これだけ長い区間、全体で 50 キロですかね、ほかの区間でも軟弱地盤が出てたり、周辺の建物を建てる時に、どれくらい軟弱かというのは、あらかじめわかっていると思んですけど。突然 40 億円、軟弱だから工費に加えましたというだけの説明なんですけど、本当は、時間的に余裕があれば、もっと安い、セメント改良ではなくて、もっと低コストの、砂で置換する、排水するとか、あるいはプレロードって、上に加重を乗せて時間をかけて圧密させる。それをするためには、ある程度の期間、準備しないとイケないとか、それでコストが抑えられるとか、あるいはセメントを使うというのは、短時間に固化して工期を短縮できるというメリットはありますけど、かなりコストがかかるということと、今問題になっている CO₂ の排出量、セメントが土木資材で一番高い CO₂ が算定されているんですけど、それを減らすためにも前もって計画的に地盤改良はどういった方法がいいのか、そういうのが必要ではないかなと思んですけど、今から計画するところもあるので、そういったところも今後は検討していただきたいなと思ってます。最後のほうはコメントです。

説明者（島原振興局道路第二課） ありがとうございます。

大嶺副委員長 それが 1 点と、もう一つ伺いたかったのが、後から出てくる盛土材が少し工費が浮いてますよね、- 0.7 億円。これはいいと思んですけど、本来なら国の事業とか県の事業で、ほかの工事でうまく調達できたら建設発生土を有効利用する、そういうシステムがあると思んですけど、それが余りうまく機能してないのかなというのが一つですね。

結果的には、購入土がまだ 5 億円ほど、7 億円から 5 億円には減ってますけど、まだまだ高いお金を出して購入土を使わないとイケない。ちょっと話が長くなりますけど、ほかの工法とかで、ここには上がってない道路の建設で軟弱地盤が出て、それを改良せずにそのまま掘削して処分場に持って行くというケースも結構あると思んですけど、本来なら、そういうのを少し改良してうまくこういった現場に使う、そういったやり方も全体の事業としてうまく取り込めれば工費の削減とか環境負荷、そういったことにも貢献できるんじゃないかなと思いますので、この事業に関わらず、全体のところを県として検討していただきたいなと思ってます。

以上です。

友広委員長 お願いします。

説明者（島原振興局道路第二課） 先ほど委員からご指導いただきましたとおり、コスト、環境を含めて、今回の出平有明バイパス以外でも研究しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

友広委員長 ほかに。県におかれましては、企画設計等は十分議論されてこの工法を採用するということで決定されたんじゃないかと思います。そのためには、今、大嶺副委員長が申されましたとおり、事前にある一定期間を確保しながら工事を進めるといいですか、

経費の削減を図りながら事業を円滑に進めていくということについて、鋭意ご検討いただければと思います。私からもそういうふうをお願いをしたいところがございます。

説明者（島原振興局道路第二課） はい、ありがとうございます。

友広委員長 それでは、時間が大分過ぎましたけれども、午前中の審議をこれで終わりたいと思いますが、道路建設課の道建 - 1 については、原案のとおり、「継続」ということをご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、「継続」ということで整理をさせていただきたいと思います。

私の進行がまずくて 15 分ほどオーバーいたしましたけれども、これからお昼の休憩に入りたいと思います。午後は 1 時再開ということで、ご協力をよろしく願いいたします。

午後 0 時 14 分 休憩

午後 1 時 0 分 再開

友広委員長 それでは、再開いたします。

個別審議が 10 件ほどございますが、まず 5 件を 2 時 25 分を目安に審議をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

道建 - 3 道路改良事業 一般国道 202 号（浦頭拡幅）

友広委員長 それでは、道路建設課 道建 - 3 の説明をお願いいたします。

説明者（県北振興局道路建設第一課） 県北振興局道路建設第一課、坂本です。よろしく申し上げます。

道路改築事業一般国道 202 号（浦頭拡幅）工区について、ご説明します。

2 ページをお願いいたします。本事業は、平成 29 年度に新規事業化を行っており、今年度、事業採択後、5 年目となりますが、地盤改良工事の追加と地すべり対策工事の追加により、事業費を増額することから再評価を行うものです。

3 ページをお願いします。本事業は、一般国道 202 号において円滑で安全な交通の確保及び観光客の産業支援を目的とした延長 2 キロメートル、車道幅員 13 メートル、全幅員 20 メートルの道路改築事業となっております。現在、事業進捗率は、事業費ベースで 68%、用地進捗率は面積ベースで 80%の進捗となっており、起点側の 980 メートル区間を供用しております。

4 ページをお願いします。事業の効果・必要性でございます。当該路線は、佐世保市を經由し、長崎市に至る重要幹線道路であり、西海パールライン入口交差点から佐世保市街地側は 4 車線化が完了していますが、当該事業区間は車線数が不足しており、朝夕の通勤時間帯に混雑・渋滞が発生している状況です。また、佐世保港浦頭地区の国際クルーズ船の拠点整備が行われており、大型観光バスの国道への流入により、さらなる交通環境の悪化が予測されています。当工区を整備することにより、車道の拡幅を行うことで安全で円滑な交通の確保が期待されます。

5ページをお願いします。事業費の見直しについてです。地盤改良と地滑り対策の追加、労務費等の上昇により、当初事業費の20億円から36億円へ増額となります。

詳細については、6ページ、7ページにより説明いたします。

6ページをお願いします。事業費増の理由のうち地盤改良の追加についてです。新たに道路になる範囲において地質調査を実施したところ、広く軟弱地盤が分布していることが判明したため、軟弱地盤対策の追加が必要になりました。供用までの時間が限られていたため、工法設定に当たっては、費用がかかりますが、施工期間が短く、残留沈下も抑制できる固結工法を選定しております。固結工法とは、セメントや石灰などの材料を軟弱地盤内に混ぜ込み、科学的固結作用により固め、安定を図る工法です。

7ページをお願いします。事業費増の理由のうち地すべり対策の追加についてです。地質調査の結果により、斜面掘削部に複数の地すべりブロックが存在することが判明しました。道路利用者の災害を未然に防止するため、アンカー工等の対策を追加しております。

8ページをお願いします。社会経済情勢等の変化についてです。佐世保港浦頭地区への国際クルーズ船の寄港隻数の増加や、それに伴う外国人一時上陸者数の増加により、国際観光産業の収益が増大し、新たな雇用が創出され、地域活力の向上が期待されます。また、ハウステンボスにおいてIR誘致の取組がなされており、今後、観光産業のさらなる発展が期待されます。

9ページをお願いします。費用対効果につきましては、事業費の増額により前回評価時の2.43から今回1.25になっております。

10ページをお願いします。対応方針としまして、事業費の増額はありますが、費用対効果が見込まれること。また、事業の必要性を考慮し、事業を「継続」としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、これからご質問等をお受けしたいと思えます。

岡委員 岡です。クルーズ船に関する質問ですけれども、予測を立てているということですね。これは2014年の予測、コロナ発生前の予測ということですね。今後の見通しは難しいでしょうけれども、今現在で予約というのは入っているのか、いないのか、予測は難しいんでしょうか。

説明者（県北振興局道路建設第一課） わからないです。すみません。

岡委員 私もこの道路はよく利用するので、よく渋滞する場所ですね。幹線道路として必要な道路だと思っております。新型コロナウイルス感染症はワクチン接種が進めば、また国際クルーズ船が来る可能性は高いと思っております。どうしてもこの件に関しては異常気象も一つの要因ではあるから心配な部分もありますけれども、船が入らなくても若干渋滞する場所がありますので、これに関しては必要な事業かなと思っております。

以上です。

大嶺副委員長 大嶺です。5ページに増額の金額が載ってます。地盤改良については、先ほども質問しましたけど、理由とか、なぜ固結工法を使ったかというのはその後に書いているので、それは理解しました。

その他の項目が、地盤改良とか地すべり対策の費用と比べても4億円とかなり割合が高いかなと思うんですけど、労務費とか資材等が実際、例えば資材は何が増えたとか、もうちょっと詳しいデータがあればお願いします。

説明者(県北振興局道路建設第一課) 今、労務費の高騰が、28年度の2月から31年度の3月の割合で1.1倍、1割ぐらい上がっているということで積算をしたところ、1割ということで33億円掛ける0.1で3.3億円、それをちょっと丸めてるんですけども、4億円ということで積算をしております。それがその他の約4億円ということの理由になります。

大嶺副委員長 ほとんど労務費が増えたと考えてよろしいですね。オーケーです。

友広委員長 ほかにございませんか。

中村(政)委員 中村です。工期が令和7年度までということで今回も変わってないんですけども、追加工事がいろいろ発生するということですが、それでも十分この期間内に終わるという見込みが立っているということでしょうか。

説明者(県北振興局道路建設第一課) 工程的にはおっしゃるとおり、7年度までに仕上がるということで考えております。

中村(政)委員 わかりました。

友広委員長 よろしいでしょうか。説明も的確にされましたし、質問についてもお答えをいただいたところでございます。

この事業について、現地調査あるいは詳細審議はどうかなと思いますが、委員さん、どうですか。よろしいですか。では、特にご意見もないようでございますので、道建-3につきましては、現地調査、詳細審議を省略をいたしまして、原案のとおり、「継続」ということで、皆さん、ご了承いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。

港湾-3 島原港改修事業

友広委員長 次に、港湾課から港湾-3についてのご説明をお願いいたします。

説明者(島原振興局河港課) 島原振興局建設部河港課の村上です。よろしくお願いたします。

島原港改修事業について説明させていただきます。資料は、整理番号、港湾-3です。

まず、審議経過についてご説明します。平成24年度に事業に着手し、平成29年度までが当初工期としており、事業費21.5億円、費用対効果1.52としておりましたが、今回、事業期間を令和9年度までとし、事業費24.5億円、費用対効果を1.15に変更しております。

続きまして、目的・事業概要・これまでの経緯について説明します。島原港三会地区の岸壁マイナス7.5メートルは、島原半島唯一の大水深岸壁で、砂・砂利やアルコール等の貨物を取扱っております。整備から42年が経過し、老化が著しい状況であります。一方、

島原港は、長崎県の地域防災計画において大規模地震発生時の海上輸送の拠点として位置づけられていることから、老朽化対策と併せて耐震性を備えた岸壁整備を行うものです。事業概要は、岸壁（-7.5メートル）（改良）（耐震）130メートル、橋梁（改良）（耐震）1基です。

事業の効果・必要性について、説明いたします。既存の岸壁は、上部工の目地開き、エプロンの沈下、附属工の破損等老朽化が著しく、岸壁利用の支障となるため、岸壁の改良が必要となります。写真は、上部工の目地開き、エプロンの沈下、上部工の破損状況となります。

次に、近年、大規模地震が頻発化しており、大規模地震発生時は、緊急物資の受入れや救援・復旧基地として海上輸送機能を確保するため、当岸壁の耐震化が必要となります。写真は、大規模地震における岸壁の被災状況例として平成17年3月に発生しました福岡西方沖地震における博多港の状況であります。耐震岸壁を整備することで大規模地震発生後にも利用が可能となります。県内には、島原港を含め、11の港湾漁港を拠点港として耐震岸壁の整備を行っております。

事業の進捗状況について、説明いたします。事業費の見直しについて、約3億円を増額しております。これは労務費や資機材等の価格上昇により事業費の見直しを行ったものです。

次に、事業期間の見直しについて。完了の時期を平成29年度から令和9年度に延長しております。

工期延伸の要因は、主に3点あります。1点目は、地震観測において、観測機器の設置場所に係る背後用地利用者との調整、地震観測に時間を要したこと。2点目は、岸壁の配置の見直しにより、利用者との再調整と設計の見直しに時間を要したこと。3点目は、当初は岸壁前面に岸壁の整備をすることとしておりましたが、配置の見直しに伴い、既存の岸壁の取壊し後に構築する構造としたため、工期を延長する必要が生じました。

1点目の内容について説明します。地震動観測を実施するに当たり、岸壁に隣接する箇所を観測するとしておりましたが、観測機器の設置・観測が砂の護岸ヤードとなるため、砂のシフト先について岸壁利用者との調整を図っておりましたが、砂のシフト先の調整・決定、砂をシフト先へ移動することについて時間を要したものです。また、地震動観測について、当初想定より時間を要しました。

2点目の内容について説明いたします。当初、岸壁を利用する最大の船舶は、83メートルのアルコール船でしたが、その後にこれを上回る96メートルのアルコール船が入港することとなりました。これにより当初予定しておりました岸壁を前に出して整備をした場合、岸壁前面での船回しができないことから、既存の岸壁位置での改良を行うこととしました。これにより陸上部の地盤改良が必要となり、ボーリングの追加調査が必要となりました。また、工事期間中は、当岸壁背後の埠頭用地が利用できないこととなるため、砂保管用地の調整が必要となりました。

3点目は、既存岸壁前面で耐震強化を図るように考えておりましたが、既存の岸壁を取り壊した後に新たな岸壁を同じ場所に構築することとなったことから、この岸壁撤去に時

間を要することとなりました。

事業の投資効果について、説明いたします。費用対効果は、前回の新評価時は 1.52 でしたが、今回の評価では、事業費の増と事業期間の延長により 1.15 となります。マイナス要因といたしましては、労務費、資機材等の価格上昇による事業費の増と事業期間の延長が挙げられます。

対応方針についてです。本事業は、港湾活動の円滑化、安全性の向上及び大規模地震の防災拠点として海上輸送機能の確保を目的とした事業であり、岸壁利用者より事業促進が望まれております。また、事業期間の延長を行います。着手前の事業調整は整っているため、今後の事業の進捗は可能と判断しており、費用対効果も十分に見込まれることから、対応方針としましては、「事業継続」を考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。では、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

私からお尋ねしますけれども、今、ご説明をいただいたところでございますけれども、これは漁港とか港湾の審議についても、近年の災害等を考えたときに、地震等災害に強い港づくりが大事なことがあるわけがございます。振り返りますと、日本が珍しく発展してきたというのは、物流、人流の役割を果たす港が全国的にしっかり整備された、そういうことが日本の発展に大きく貢献してきたというところでございます。当然、その機能を高める整備というのは、これからも進めていかなければならないと思えます。併せて、大規模地震、災害に耐え得る施設の整備ということも大事なことでないかと思っております。

説明をいただいたところが、そのような機能と大規模災害、特に地震に耐え得る港づくりということを早期に実現する必要があると思うところでございまして、そのことが県民の安全・安心につながるということからしますと、今のご説明で大丈夫かなと思うわけでございます。耐震構造の基準といいますか、例えば、震度幾らに耐え得る構造にしたんだとか、そこら辺について何かご検討いただいたことがあればご説明いただきたいことが 1 点。

先ほど申しましたとおり、早く実現するということからしますと、令和 9 年度まで工期が見込まれておるわけですが、その実現性といいますか、そこら辺はどうかということについてお願いしたいと思います。

説明者(島原振興局河港課) まず、どれぐらいの規模の地震に耐え得るかということがあったと思えますが、一例を挙げますと、東日本大震災とか阪神・淡路大震災クラスの地震を想定して設計しているということになります。

友広委員長 予算の確保状況に対して計画どおりの完成というか、進行が見込めるのかどうか、その辺についての見通しはどうか。

説明者(島原振興局河港課) 今後、予算確保に努めまして事業の進捗を図っていくということしか言えないのかなという感じです。申し訳ありません。

大嶺副委員長 大嶺です。この事業の目的のところ、老朽化対策と耐震性を備えた耐

震岸壁の整備とあるんですけど、実際に増額になった費用の内訳をもう少し教えていただけますか。

説明者（島原振興局河港課） 先ほどの説明でもちょっとお話ししましたが、事業費の見直しについて3億円ということで、その値については、先ほどの案件でもありました労務費の増加と、あとは資機材、材料費等々の各上昇ということで事業費の見直しを行っております。

大嶺副委員長 ということは、特に新しい工事を追加したというわけではないですか。3億円が事業費の見直しで、それ以外、例えば耐震工事を追加したとか、そういう話ではないんですか、この内容は。

説明者（島原振興局河港課） 大体はそちらのほうになりますが、前出しをしなくて今のところを一回壊して、そこにまた同じものを造りますので、液状化対策とか、そういったものは含まれておりますけれども、そんなに額的には上がらない。

大嶺副委員長 24.8億円計上されてますけど、結局、工事費はほとんど変わってないということですか、24億円ぐらいで。先ほどの労務費とかが追加になったというのが大きな変更点。

説明者（島原振興局河港課） そうですね。

大嶺副委員長 わかりました。それなら了解です。てっきり耐震補強をまた追加したのかなと思ってましたので、そうではないということですね。

中村(政)委員 中村です。4の事業の進捗状況のところの事業期間の見直しで、工事延伸要因というのに、大型船が入るようになったから延ばしますよというふうに読めるんですけども、今は96メートル級の船が実際に入って荷下ろしをしているということでしょうか。

説明者（島原振興局河港課） はい、そういうことでございます。

中村(政)委員 であれば、それに合わせて工事をするというのがちょっとよく合理的にわからないんですけども、既に今、普通に荷下ろしができているということであれば、わざわざ10年近くも延ばす必要はないのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

説明者（島原振興局河港課） 先ほどの、左側なんですけど、ピンクの部分がいわゆる岸壁を前出しするということになるんですけども、96メートルの船が入って、そこで回そうとすると前面の岸壁に当たってしまうということがちょっと問題になるということで、前出しをやめて、今の岸壁のある位置に、一旦その岸壁を取壊しをしまして、新たにその法線上にまた岸壁を造ると。そうしますと、96メートルの船でも、そこで回転ができるということの説明でございます。

中村(政)委員 2回目に聞いてわかりました。そういうことですね。ありがとうございます。

梅本委員 初歩的なことで教えてもらいたいんですけど、さっき、工事費の増額の話がありましたけれども、今回、もともと左側の設計をやっていたけれども、右側のほうに全面的に設計をやり直したということだと思えますけれども、そういう設計を一回やったのを

やめて、もう一回作り直すことで、その分、費用が上がっているということはないんですか。そういうのは僅かなものなんですか。

説明者（島原振興局河港課） 前回の分は概略的な設計をやっている段階でしたので、今回、詳細的な設計は見直し後でやっておりますので、そうマイナスにはなっていないんじゃないかなと思っております、トータルではですね。

梅本委員 はい、結構です。

友広委員長 ほかにございませんか。

中村(政)委員 中村です。10年近く工期が延びるということですが、地元はそれに対してどういう反応なのかというのを教えてください。これを利用する方々とか、地元自治体も含めて。10年も延びるとするのは、耐震もないような岸壁が、そのまま10年続くということになるわけですね。不都合な状態が10年続くというふうにも受け止められるんですけれども。

説明者（島原振興局河港課） 先ほどのアルコール船の利用者ですとか、背後の砂揚場として利用される業者さんもおられますので、一遍に全岸壁を壊したりというのはできませんので、その辺、調整をしながら予算を確保して少しずつ進めていくということになると思います。ずっとシフトをして、施工場所を決めて随時やっていくと。

友広委員長 よろしいですか。

事務局（植村） すみません、事務局から。

先ほどの副委員長の「事業費が24億幾らであんまり増えてないんですかね」というご質問に対して、「そうです」という回答があったと思いますけど、これ、正確じゃないので、もう一度説明をやり直してもらえませんか。事業費は、当初、15億9,000万だったのが21億6,000万に増えてますよね。24億幾らは便益のほうですね、事業費じゃなくて。そこをもう一度説明し直してください。

説明者（島原振興局河港課） 先ほどの岸壁の費用に関するのですが、岸壁整備に要する工事費の増と、あと、今後、維持管理に関する費用の増額ということで15.9億円から21.6億円、このように費用が増えております。

友広委員長 いつの時点で幾らで、今回の評価の時点では24.8億円ということで、積算の時期というか、ずれておるんじゃないかと思うんですね。この辺を事務局が言われたんじゃないかと思えますけど。

事務局（植村） すみません。私が申し上げたのは、便益と事業費を間違っただけで説明をしたので、そこを訂正してほしかったんですよ。大嶺先生が今の回答でよろしければ。

友広委員長 3億円増えているんですね。

港湾課 港湾課の城戸ですけれども、先ほどの3億円の件ですが、事業採択時といたしますか、当初、平成24年当時の事業費としては21.5億円を予定しておりましたけれども、その後、状況が変わって労務費や資機材の価格の上昇等によりまして、現時点で予定している事業費は24.5億円と3億円増加しているということになっております。

友広委員長 ということで、おわかりいただいたと思います。

梅本委員 すみません。ほかの事業でも私はちょっとよくわからないので、この機会に

教えてもらいたいんですけど、この資料で1ページ目の審議経過のところでは事業費で当初21.5億円、令和3年で24.5億円となってるんですね。ただ、費用・便益の計算では、コストのところ、費用のところちょっと違ってて、その分、いろんな費用で説明がある部分加わったりするのかなと思っていたんですが、今回の場合、1ページ目の事業費と費用・便益の計算における費用の価格が違うのは、どうしてなんですか。ちょっとそこが私はいつもわからなくてですね。費用対効果のところでは、24年度は15.9億円、令和3年度は21.6億円となっていて、1ページ目の事業費の額とは違って逆に下がっているんですよ。

港湾課 これは費用対効果を出す際の方法になるんですけども、今日の1万円と明日の1万円の価値は違うということで、今の価格と将来の価格というのを全て現在価値化しまして、今の1万円の価格は来年の9,000円の価値しかないみたいな感じのところがあって、それを現在価値化していくと、記載しているように24.5億円について将来21.6億円の価格になるということです。社会的割引率というもので割り戻した結果になっております。すみません、うまく説明できなくて。

梅本委員 同じ24年度当初工事で今回の評価でも、逆に計算して費用対効果の費用のほうが上がるということもあるんですかね。多くの場合、上がっているように見えますが、今回の場合はぐっと下がっている。

事務局(馬場) 事務局のほうからご説明させていただきます。

今、ご質問されているのは、全体の個別の事業の事業費とB/Cの算定上の費用について異なるところがどうしてかというふうな質問かと思いますが、パワーポイントの事業の投資効果のところを出していただけますか。全事業の、こちらが便益のBの部分になります、こちらがC、費用になりまして、こちらの費用につきましては、岸壁整備に要する事業費(工事費)プラス50年間分の維持管理に要する費用も含めてB/Cを算定するような計算方法になっております。

また、先ほど港湾課からご説明がありましたように、毎年の投資額を現在価値化する部分もございまして、これは社会的割引率を掛けて割り戻していくんですけども、そういった計算方法によって全体事業費とB/C算定上のコスト、費用が異なるというふうになっております。

すみません、わかりにくかったかと思いますが。後ほど、資料をお持ちしてご説明をさせていただきますたいと思っております。

友広委員長 今、事務局から提案がございましたとおり、資料でまた詳しくご説明をさせていただきますということにいたします。

このことについてほかに。

大嶺副委員長 大嶺ですけど、私も見方がちょっとわかりにくいところがあって、工事費が3億円上がったというのが事業費の見直しで出てきたところで、その費用は今回の評価の24.8億円の中に3億円がプラスされたということですかね。24.7億円にはそれが入ってない。そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局(馬場) 事務局からご説明させていただきますと、この24.8億円は便益にな

りまして、整備することによって港の効果が得られる部分の金額に換算したものになっております。こちらの21.6億円が整備に関する費用プラス維持管理費のコストの部分になっております。金額的に、こちらとこちらが余り変わらないようになっておりますので、ちょっと混乱する部分もあるんですけども、分子の部分が効果、分母がコスト、費用ということになっております。

大嶺副委員長 すみません、勘違いしていました。それでいうと16.9億円、分母が21.6億円に増えたのは、労務費の増加が3億円ここに入っているということですか。それ以外のプラスは何がプラスされたんですか、約5億円ぐらい。3億円は労務費で、あと2億円がどういうコストなのか。

説明者(島原振興局河港課) 先ほどの3億円プラスすることに、今ある岸壁のところを一旦取り壊す費用等が増えることになります。今あるものを一回取ってしまってから新しくまた建ち上がってきますので、撤去費用等が追加になります。

大嶺副委員長 別の費用が2億円、そういった費用が2億円追加になった…

説明者(島原振興局河港課) いろいろ、全体的な話ですけど。

大嶺副委員長 それはこれには載ってないわけですね。事業費の見直しの労務費は載ってますけど、それ以外のプラスが、残土みたいなものですか。

説明者(島原振興局河港課) ちょっと違いますね。載せてません。

大嶺副委員長 それが2億円ぐらいあるということですね。

説明者(島原振興局河港課) はい。

大嶺副委員長 本来なら、それも加えて分母の費用が増額したものの内訳をはっきりさせたほうがよかったんじゃないですか。じゃないと、よく理解できない。

説明者(島原振興局河港課) すみません。

友広委員長 今、いろいろご説明をいただいたところでございますが、事務局のほうで数字的なことを整理していただいて、後ほど各委員さんに数字の中身をご説明いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。 概要は皆さんつかんでいただいたと思いますので、ここでお諮りをいたしたいと思います。

港湾 - 3につきましては、今申し上げました数字の根拠をペーパーで出していただくということを前提として、対応方針のとおり、「継続」とするということによろしくございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、そのように整理をさせていただきます。

港湾 - 4 有川港改修事業

友広委員長 続きまして、港湾 - 4の説明をお願いいたします。

説明者(上五島支所建設課) 上五島支所建設課長の木村と申します。説明をさせていただきます。

スライド1ページの上、港湾 - 4 有川港改修事業について説明します。

有川港は、新上五島町の北東部、有川湾に位置し、長崎港、佐世保港から一日にフェリー2便、高速船5便、計7便が就航するなど、町の主要な玄関口としての役割を果たしている港になります。

1ページの下、1. 審議経過につきましては、当事業は、平成24年に新規事業として着手しております。今回、事業採択後10年を経過したことから再評価をお願いするものです。工期を令和2年度完了から令和13年度完了、全体事業費を21億円から57億円へ見直しを行い、これに伴い、B/Cを1.82から1.1へと変更したいと考えております。

2ページの上になりますが、事業の目的、概要等について、説明します。

この事業は、既存の防波堤740メートルを改良して機能強化を図り、これにより有川港の人流や物流を確保するとともに、港の背後地域の安全を確保することを目的としております。これまでに陸側から約170メートル区間の工事が完了しております。

3. 事業の効果・必要性につきましては、画面左側の写真に示しておりますように、この防波堤は、平成17年9月の台風第14号に伴う波浪により被災し、完全に防波堤の機能を失いました。これにより港内の物揚げ場や浮き桟橋などの施設も被災するなど、定期航路の運航や漁業活動に大きな影響が生じました。当事業による防波堤強化により、異常気象時における港内の施設の被災防止が図られるとともに、定期航路等の安定運航が可能になるものと考えております。

4. 事業費の見直しについて、説明いたします。

まず、構造の変更に伴い約30億円を増額したいと考えております。設計に用いる波の高さ、設計波高については、沖合で発生する波を基に海底勾配や周辺地形の影響を反映させて防波堤前面の波高として算定を行うようになっておりますが、当初計画時は被災の原因となった波浪である波高を5.0メートル程度が設計波高になるものと想定して、その波高を基にした改良を想定し、費用を算定してまいりました。しかし、事業着手後に海底勾配や周辺地形の影響を反映させて詳細に波浪推算をした結果、設計波高が5.8メートルとなりました。設計波高が当初計画時の5.0メートルから5.8メートルへと増大したことから、消波ブロックの重量増や防波堤本体の拡幅が必要となり、約30億円の事業費増加となったものです。そのほか労務費や資機材価格の上昇、消費税等の上昇で約6億円の増加、合計36億円増となっております。

続きまして、5. 事業期間の見直しにつきましては、増額した事業費と年間の想定投資額、また、生けすや定置網に係る工事可能時期の制約等を考慮し、工期を令和13年度まで延長したいと考えております。

続きまして、5. 事業の投資効果につきましては、事業費の増加や工期の延長を主なマイナス要因としまして、B/Cが当初評価時の1.82から減少しまして1.10となっております。

なお、便益である分子のBにつきましては、前回の34.1億円から約21億円増え、58.3億円となっております。これはプラス要因として前回評価時の想定に比べて旅客数や取扱貨物量が増加していることによります。

次、6. 対応方針につきましては、離島航路の安定化に大きく寄与する事業であり、地

元町からも事業促進の要望が出されていること。また、費用対効果についても 1.10 となっており、十分効果が見込まれることから、対応方針は「継続」でお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、質疑に移らせていただきます。

大嶺副委員長 一つは、設計波高が 5 メートルから 5.8 メートルに変更になったということで、これは国の設計基準なのかということと、全国一律なのか、どういう条件で 0.8 メートル増えたのか、教えてください。

説明者(上五島支所建設課) これは、当初につきましては、台風で被災した波自体を、設計波高の推算の仕方というのがあるんですが、台風で被災した波は、この防波堤を改良する以前の設計波高が 4.2 メートルというのがもともとありまして、それよりも 0.8 メートル大きい波が台風で来て被災をしたので、これが設計波高程度になるものと想定をして、当初、改良断面を決めていたということです。その後は全国的な基準にのっとりまして、沖合の波から防波堤前面の波を詳細に算定、推算したところ、5.0 メートルと想定していたものが、ちゃんとやると 5.8 メートルになってしまったというような現況でございます。

大嶺副委員長 ということは、平成 17 年の台風を目安で設計すると 5 メートルだったのが、それが 5.8 メートルになったという意味ですか。

説明者(上五島支所建設課) はい、そういうことでございます。

大嶺副委員長 国の設計の見直しがどこまで、いつの設計なのかということもありますけど、将来的にまだどんどん災害がひどくなるということを考えると、本来はこれでもまだ不十分じゃないかと考えてよろしいんですか。もっと大きな台風が来るとか、海面上昇も何年後か何十年後かわからないですけど。

説明者(上五島支所建設課) これは反省点になるんですが、本来であれば、当初、台風で起きた波というのを設計波 5.0 メートルとしてやっていたものですが、これだけ規模の大きい事業でもありますので、本来は事業着手前にきちんと波浪推算までやって設計波高というのを出していれば、ここまで大きな差にはならなかつたろうと考えています。

今回、5.8 メートルというふうに住の全国的な基準のやり方にのっとり出たものについては、海面上昇等の、ちょっと遠い将来的な基準が上がることはあるかもしれないんですが、これが大きく今後増えるということはないだろうというふうには考えております。

友広委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。 特にご意見もないようでございますので、お諮りいたしたいと思ひます。

港湾 - 4 につきましては、ただいまの質疑をもって終わらせていただいて、対応方針につきましては、「継続」ということでお認めいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。それでは、港湾 - 4 については、「継続」といたします。

次に移らせていただきます。

河川 - 1 長崎水害緊急ダム事業

友広委員長 河川 - 1 について、ご説明をお願いいたします。

説明者(長崎振興局河川課) こんにちは。長崎振興局建設部河川課の橋口と申します。

河川 - 1 長崎水害緊急ダム事業について、ご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は、浦上ダム、西山ダム、中尾ダム、本河内高部・低部ダムの5ダムであります。

再評価の理由は、前回、平成28年度の再評価後5年経過並びに工期延長による再評価後変更としましてご審議をいただくものです。

スライドの2ページをお願いします。審議経過につきましては、平成10年度に新規の評価を行い、今回が6回目の審議となります。そのうち工期の完了は、前回、令和7年度から令和11年度へ4年間延長させていただき、事業費は前回と同じ740億円、B/Cは1.64から工期の延長に伴い1.34へととなっております。

3ページをお願いします。事業対象5ダムの位置図となります。西山ダムと4つのダムは完成済み、浦上ダムのみ建設中でございます。

6ページをお願いいたします。浦上ダムの目的としまして2点を示しております。まず、の洪水調節としまして、水道専用ダムの浦上ダムを再開発し、計画高水流量225トン/秒をダムで75トン/秒に調節し、完了している浦上川の河川改修と併せて長崎大水害クラスの雨を安全に流化させるものです。次に、の流水の正常な機能の維持としまして、既得水道用水と浦上川の維持流量を確保いたします。

下の図には浦上ダム貯水容量の現行と再開発後を示しております。一番下にありますように、今回の再開発で30センチダムかさ上げと約48万トンの貯水池掘削により洪水調節容量が加わり、総貯水容量249万トンを確保しております。

7ページをお願いします。改築後の浦上ダムをお示しております。

8ページをお願いします。事業の進捗状況でございます。事業全体としましては、総事業費740億円のうち565億円が施工済み、残事業費175億円は浦上ダムに関する事業費であります。浦上ダムにつきましては、総事業費205億円のうち約30億円、約14%が施行済みとなっております。

10ページをお願いいたします。事業の必要性につきまして、写真に39年前の長崎大水害における浦上川の被災状況をお示しております。浦上川では、その後、抜本的な河川改修が完了しております。

12ページをお願いします。長崎水害緊急ダム事業の沿革でございます。

続きまして、13ページをお願いします。工期の変更につきまして、前回、平成28年度の事業再評価時の工期を青線、それから今回の工期変更を赤線で示しております。前回の令和7年度完成予定に対しまして、今回、令和11年度までと工期を延伸しております。この理由といたしましては、貯水池掘削工事の貯水池運用について、長崎市と協議をしました結果、近年の気候変動への対応を踏まえて平成19年相当の厳しい渇水時にも対応することが必要ということになりました。これに伴い、工程表を上側にお示しております。

貯水池運用計画の協議、貯水池掘削の施工計画の見直し等に時間を要しまして、完成予定が令和 11 年度末となりました。

14 ページをお願いします。貯水池運用計画の協議内容の一つが、他ダム未堆砂容量からの導水による効果検証であります。図は、未堆砂容量のイメージとなります。下のようになりますが、貯水池掘削工事中の取水運用としまして、長崎市が利水容量を有する長崎県管理 8 ダムの未堆砂容量を弾力的に運用し、導水することについて、その効果を検証しました。

次、15 ページをお願いします。協議内容の 2 つ目が、工事中の必要貯水容量の検討であります。貯水池掘削の工事期間中に確保が必要な貯留量を設定するために利水計算を行い、渇水年においても運用可能な貯水容量を検討し、長崎市との協議がまとまりました。

16 ページをお願いします。代替案としまして、平成 23 年度のダム検証におきまして、当初の治水対策 26 案のうち、浦上川流域での適用の可否を踏まえて絞り込んだ 8 案を次の 17 ページにかけてお示ししております。8 案を検討しました結果、経済性等の観点から 16 ページ右上の今回の現計画であります「ダムの有効活用」が最も有利と判断しております。

18 ページをお願いします。費用対効果につきましては、事業費は前回と同じ 740 億円でございますが、B/C としましては、前回の 1.64 から工期の延長によりまして今回は 1.34 と若干減少しております。

19 ページをお願いします。対応方針(原案)としまして、長崎水害緊急ダム事業は、近年の気候変動に伴い、各地で頻発する豪雨災害の状況を踏まえると、浦上川の治水対策上、必要不可欠な事業であり、事業は「継続」でお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、質疑に移らせていただきます。

中村(政)委員 中村です。よろしくお願いします。本事業は、当初は昭和 58 年に建設着手ということでスタートした緊急のダム事業ですけど、これがまだずっと続いているというところにまず事業名を変えたらどうかというような感じです。

それと、直近でも進捗率がなかなか上がらない状況が続いているように感じております。現在 76%、4~5 年前もあんまり変わらない 71%をちょっと超えた程度でございました。最後の方針のところにも、19 ページの結論の部分でございますが、「早期に完成させる必要がある」という意気込みになってますけども、それにしては令和 11 年度に随分先送りというようなことで、どうしてもちぐはぐな印象を受けます。

先ほどのご説明によると、長崎市との協議がなかなか進捗しなかったということで、これは 13 ページの事業の工期の変更についてですが、施工計画の見直しによる遅れというものがございます。緊急であれば、もっと本当に緊急にやるべきではないかというのが率直な印象でございます。実際、ほかのダムはもう出来上がったから、浦上ダムは緊急ではないのかという印象もございまして、実際に利水のほうでほかの 5 つのダムがあるから当面は大丈夫だということで浦上ダムについてはじっくり検討されているのか、そういうふうにも見えるんですが、いかがなものでしょうか。

説明者（長崎振興局河川課） 長崎水害緊急ダム事業が相当長期にわたって事業が進められているというご指摘かと思えます。

まず、長崎水害緊急ダム事業が大きく時間がかかってしまっていることにつきましては、もともと長崎市が建設された水道専用ダムにつきまして、長崎大水害を受けまして、既設ダムを改築しまして多目的化することによりまして洪水対策のための治水容量を確保する、そういったことがまず求められるということで、段階的に整備を進めてきております。

その中で水道専用ダムにつきまして、水道用水量分の容量をあらかじめ別のダムで確保した後にダムの改築に取りかかる必要があるということで、段階的に整備を進めてきたものでございます。その中で浦上ダムにつきましても、もともとほかのダムから賄うような計画もございましたが、計画の一部見直し等よりまして、浦上ダムにつきましては、一旦、ほかのダムの計画がなくなった後、それからまた、計画を見直しまして、現在の浦上ダムの堤体を先ほど申しましたようにかさ上げする、それから貯水池掘削を行うといった対策ということで計画がまとまりまして、そういった計画をつくるのに時間を要したということ。しかしながら、多目的化する上での治水容量の確保、それから利水容量を先ほど申し上げましたような既存のほかの8ダムからもってくるか、そういったことからやりくりをするということで、そういったことに時間を要しまして、それに伴ってご指摘のとおり時間がかかっていて、今回、4年間、工期を延ばさせていただきたいということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

友広委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

中村(政)委員 はい。

友広委員長 ほかの委員さんからどうぞ。

大嶺副委員長 大嶺です。内容をよく理解してない部分があるので教えてほしいんですけど、これ、途中でダムのかさ上げが必要ということで記載されてますけど、実際に既存のダムでかさ上げするところがどこなのか、どういう工事が必要なのかというのがわかる事業資料は...

説明者（長崎振興局河川課） 7ページをお開きください。7ページに標準断面図をお示ししております。前のスライドにも表示させていただいておりますが、三角のような形のところがありまして、今、スライドにポインターを表示しているところですね、その部分につきまして、既存のダムのいわゆる天端を30センチ、かさ上げすることによりまして、それでかさ上げを行うということが一つでございます。

大嶺副委員長 それに係る費用がここに記載している全体の工事費に相当するものですか。

説明者（長崎振興局河川課） 今、残事業費としてお示ししている事業費の約半分ぐらいがダム本体に係る費用ということでご理解いただければよろしいかと思えます。

大嶺副委員長 ダムの本体は既存のものがあって、かさ上げする事業という理解でよろしいですね。

説明者（長崎振興局河川課） そうですね。かさ上げといいましても、ただ単に何か簡

単に頭の上に何かのっけるとか、そういうものではなくて、30 cm上げるためには周辺の工事も含めていろいろなことをすることが必要なのと、ダムの状態の安定性とかを確保するためには、ダムの補強対策とか、そういったものも行う必要がある。あと、取水設備とか、そういった各種ダムに係るダムの管理設備を全面的に改修する必要がある相当な古いダムでございます、昭和 20 年から供用された古いダムでございますので、そういったダムを守るためのもろもろの対策を含めてそういった費用がかかるということでお考えいただければよろしいかと思えます。

大嶺副委員長 じゃ、この図面以外にまだたくさん工事があるということなんですね。

説明者(長崎振興局河川課) 一応この図面の中に含まれてはいるんですが、そういった詳細な設計等、たくさんの図面がございます。

それともう一つ、8 ページを見ていただきますと、今回の浦上ダムにつきまして、もう一つの大きな工事としましては、ダム上流側の貯水池掘削も予定しております。

大嶺副委員長 今回、変更追加になるのは、主にその部分ですか。

説明者(長崎振興局河川課) いえ、前回から工事内容は基本的には変わっておりません。

大嶺副委員長 わかりました。7 億円増えたというぐらいなんですか。幾ら増えたかというのは、どの資料を見たらいいのか。

説明者(長崎振興局河川課) 事業費全体でいきますと 2 ページをお開きください。2 ページに事業費を記載しておりますが、前回から今回にしましては 740 億円、これは浦上ダム以外のダムも含めておりますが、事業費としては、今回は変更はいたしておりません。

大嶺副委員長 変更してない。先ほどの B/C の C のところは...

説明者(長崎振興局河川課) B/C につきましては、事業期間が 4 年間ですが、延びますので、それに伴う見直し、それから、ほかの計算手法の見直し等によりまして費用の計算が増えているような結果となっております、それに伴って B/C としましては前回から少し下がりました 1.34 ということになっております。

大嶺副委員長 はい、わかりました。

友広委員長 ほかにございませんでしょうか。

災害といいますか、県民の安全・安心ということからいたしますと、防災ということについては、重要な役割を担うということであろうかと思えます。これまで飛び飛びお諮りをしてきましたけれども、現地調査、詳細審議というのも、この項目でご検討いただければと思いますが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

中村(政)委員 中村です。本件につきましては、平成 28 年の委員会でも審議をした経緯もございますし、委員会のほうから早期完成、進捗をお願いしたい部分もございますので、その後、余り進捗が進んでいないようでございます。それと、最近、災害が増えているような状況になってきておりまして、早期完成ということが非常に重要なことであろうと思えます。そこがなかなか難しいということですので、どういう課題があるのか、現地を確認させていただいてということがいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。

友広委員長 今、中村委員から、この案件については現地を見て確認しながら、また詳細な審議をしたらどうかというご意見でございますが、皆様、どうでしょうか。現地調査、詳細審議というのも大事だということで、事務局におかれては、日程的にも、してもいいというお考えでありますし、また、離島も重要なところは行かなければならないと思えますけれども、できれば1日で済ませられるような現場というものを選定していただくということも必要かなと思っておりますので、この河川-1については、今日は、この程度に審議をとどめておきまして、現地調査、そして詳細審議を後日行うということにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、そのように事務局の整理方をよろしく願います。

河川 - 2 湯江川総合流域防災事業

友広委員長 続きまして、河川-2に入ります。

ご説明をお願いいたします。

説明者（島原振興局河港課） 島原振興局河港課、村上です。

湯江川総合流域防災事業について、説明いたします。資料は、整理番号、河川-2です。

本事業は、前回の再評価による審査後5年を経過したため、再評価を行うものです。

まず、審議経過について、説明いたします。平成4年度に事業に着手し、今回が5回目の審議となります。前回の平成28年度の審議により、令和8年度までの事業期間、事業費17億円について、変更はありません。費用対効果は、前回1.35としておりましたが、今回、1.77に変更しております。

続きまして、目的・事業概要・これまでの経緯について説明いたします。湯江川総合流域防災事業は、島原市有明町を流れる湯江川において、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的としております。事業概要は、河口から1,200メートル区間において、河床掘削、護岸整備、堰・落差工改築、橋梁架け替えを実施するものです。これまで平成4年度の事業化後、平成6年度に用地買収に着手し、平成7年度に工事に着手しております。

事業の効果・必要性について、説明いたします。湯江川の想定氾濫区域には、上流側に住宅地、事業所等が多くあり、下流に農地が存在します。過去には、平成3年6月30日に19戸の床下浸水、22.8ヘクタールに浸水が発生しており、地元より河川氾濫の抑制が求められております。

事業の進捗について、説明いたします。河口から江川橋と島原鉄道橋の間地点まで護岸整備が完了しております。しかしながら、島原鉄道橋の橋梁架け替えについて鉄道事業者の協力を得る環境が整わず、現在、島原鉄道と話し合いを行っている状況でございます。

上位計画への位置付け・関連事業の状況について、説明いたします。同事業は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」において、「地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進」に位置付けられております。

社会経済情勢等の変化について説明いたします。想定氾濫区域内の住宅地及び事業所の変化はなく、依然として多く存在していることから、地域住民より早期完成が望まれております。

事業の投資効果について説明します。費用対効果は、前回評価時は 1.35 でしたが、今回の評価では 1.77 となります。プラスの要因といたしまして、「治水経済調査マニュアル」の改定による被害率の増加が上げられます。

最後に、対応方針についてです。以上のことから、本事業は、「洪水による浸水被害の軽減を図る」ことが目的であり、地元からも早期完成が望まれております。また、現段階での事業効率化に大きく寄与する新たなコスト縮減は見込めず、代替案の可能性はないと考えており、費用対効果が十分見込まれるため、対応方針としては、「事業継続」としてしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。では、審議に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

岡委員 岡です。以前も河川の関係で島原鉄道さんとの折り合いがついてないというのがありましたけれども、今回、島原鉄道さんの進捗というか、現状、話し合いの状況はどのような状況でしょうか。

説明者（島原振興局河港課） 前回の再評価の後も鉄道事業者の島鉄さんと調整を進めてきたんですが、島鉄の橋を架け替えることによって固定資産税が増えるということになってしまいますと、どうしても鉄道事業者としては、その負担をできないということで、ずっとお話し合いはしてるんですけども、最近またコロナの影響で特に厳しくなっているという状況もありまして、なかなか調整が進まないという状況です。

岡委員 ありがとうございます。河川の浸水被害が心配だけれども、鉄道会社との折り合いがつかないところが何か所があるんじゃないかなと思うんですけども、なかなか話し合いは難しいかなと思っております。

用地の進捗率は 67%ということですが、残りの 33%の中に島原鉄道さんも入っていらっしゃるということですか。

説明者（島原振興局河港課） 島原振興局の山川です。よろしく願いします。

島原鉄道さん自身の用地取得はありません。架け替えに伴って一番ネックになっているのが、島原鉄道さんの下にある橋梁を支えている柱が今支障になっているということで、それを取り除くためには全てを架け替えることになりまして、なかなかその合意を得られません。

残りの用地につきましては、基本的に河川は下流整備が絶対ですので、なかなか上流側の買収まで至りきれない。もし整備の方法が変わったときに無駄な土地とは言いませんが、その土地自体を使えなくなってしまいますので、一番大きなネックとしては、島鉄をどう解決するかというのが現在の動きとなっております。

岡委員 ありがとうございます。どうしようもないのかなという気がいたします。質問は以上です。

中村(政)委員 お疲れさまです。島鉄さんの件でなかなか進捗しないというお話です。ただ、平成6年から四半世紀以上過ぎましてもなかなか進捗しないというのは、この事業自体を前に進めるためには、橋梁問題を行政のほうで買い取るというのでしょうか、固定資産税という問題であれば、そういう点なり地元の島原市なりが肩代わりしてといったほうが総コストとしては安上がりではないかと。そこでずっとこの事業が進まないことによる災害リスクのほうで絶対大きいわけですから、それもコストによるB/C問題も解決するのではないかというふうに思います。

それと、平成3年、91年以降に災害は起こっているのかどうか、災害になりそうなことがあったのか。ないのであれば、地元の皆さん、用地買収に関しましては、下流のほうを優先して上流のほうはまだということで、そういう理由で六十何%にとどまっているというご説明でしたけれども、もう四半世紀というのでしょうか、30年以上、余り災害は起こっていないということであれば、地元の皆さんは、実際は余り危機感はないのではないかと。最後の9ページには、地元の皆さんからも早期完成が望まれているというお話ですけれども、余り危機感がないから、実際には早期完成を本当に望んでいらっしゃる行動に出ているのか。島原鉄道さんとの交渉がうまくいかないなら、それを地元が後押しするような行動があってもいいわけでしょうけれども、そういうこともないというのは、余り危機感がないのかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

説明者(島原振興局河港課) 1つ目の島原市さんの動向ですが、固定資産のお話は島原市さんのご協力もいただかないと、なかなかうまくいかない。今回、4月に島鉄さんに改めてお話をしに行った段階でも同じことを言われまして、また、そのあたり、島原市さんにも関係市ということで何とかできないのだろうかというご相談にもお伺いしました。

昔、ほかの河川によって島原鉄道さんが架け替えがうまくいったところがありました。そこにつきましては、減免はできないが、それに対する固定資産を補填するような、補助金みたいなものを創設してやろうということで、実質的にそれをやったというふうになっているんですが、そこに市と鉄道事業者の間にちょっと齟齬がありまして、関係市は、この形で補助を出していると、島鉄さんは、それは補助じゃないと。そのやり取りの中で、今、島鉄さんは、より硬化している状況になっておりまして、ある程度の担保を取らないと我々としても「うん」と言えないという状況があります。島原市さんも同じような状況で、ある程度、補助の中に割り増しではないですけど、それを少し負担できるような体制が整っているからこそ、もう十分だろうと思われているところも強いということがあります。

4月にお伺いしたときも、河川事業者として今のままではまずいと思ひまして、どう進めるべきか。一つの方法としては、鉄道事業者に頼らない整備方法がないのかということを探らないといけないのかなと。ただし、先ほど、最後の説明にもありましたが、代替案がないと書いたのは、河川拡幅をする今の案がベスト案であります。ただし、ほかの工法も、費用はかかるにしても、効果が1以上あれば、その対策としては有効じゃないのかと。そこを少し模索しながら、鉄道事業者と島原市、または地元住民にご説明しながら進めていく方法を模索しないといけないのかなと考えております。

先ほど言われたように、25年たっておりますので、地元としても、これをどうしていくべきかというところがはっきりと見えてないところもあるのかなと思って、そこも含めて、どう事業を展開していくかという、地元合意形成を取って別の方法があるのかというところを地元にも落とし込みながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

友広委員長 ほかにございませんか。こういう大きな事業になりますと、いろいろな要件とございますか、クリアしなければならないことがあるわけでございます。今、ご説明のとおり、県、島原市、島原鉄道さん、三者で一日も早い解決が図られるようにご努力をぜひお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。 それでは、河川-2につきましては、今、ご議論いただきましたので、原案どおり、対応方針については、「継続」ということでご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、そのように取り計らわせていただきます。

予定の5件が終わりましたので、暫時休憩いたしたいと思います。再開を2時40分からお希望したいと思います。

午後 2時33分 休憩

午後 2時40分 再開

友広委員長 再開いたします。

お疲れと思いますが、個別案件が5件残っていますので頑張ってくださいと思います。4時をめどにお願いできればと思っておりますので、よろしくお希望いたします。

砂防-1 大規模特定砂防事業（火山砂防）矢の平川

友広委員長 それでは、砂防-1について、説明をお願いいたします。

説明者（長崎振興局砂防課） 長崎振興局砂防課の橋本と申します。よろしくお希望いたします。

それでは、砂防-1 矢の平川 大規模特定砂防事業について、説明いたします。

事業主体は、長崎県でございます。今回、再評価を受ける理由は、事業採択後10年経過によるものです。事業箇所は、長崎市矢の平1丁目になります。

今までの審議経過についてですが、当初は、工期が平成24年度から平成29年度までで、事業費5億円、B/C3.82で進めておりました。今回、事業採択後10年経過に合わせて見直しを実施しましたところ、工期を9年延長し、令和8年、事業費を2億円追加し7億円、費用対効果は3.82から4.41に変更を行うこととなりました。

流域内は、写真のように大きな巨礫が不安定な状態で存在し、土砂や流木と併せて流出する土石流災害が発生するおそれが高い状態となっております。土石流を捕捉するためにイラストのような砂防堰堤工や溪流保全工を設置することとしております。

これまでの事業の実施内容といたしまして、平成24年度から測量、地質調査、設計、

事業用地の取得を実施し、用地取得が完了したことから、現在は赤色で塗りつぶした管理用道路の工事を実施しております。

保全対象といたしましては、土石流が発生した際に被害が及ぶ範囲、写真の土砂災害警戒区域内に人家 46 戸と、1 級市道矢の平白木町線が含まれております。

完了工期の延長につきましては、相続者が 31 名と多く、令和元年 12 月に事業用地の取得が完了したため、工事の完成が令和 8 年までの工期となりました。

事業費の増につきましては、工事用道路が狭小なため、地元調整の結果、小型車両による施工方法に変更したこと、労務費等の上昇による工事費の増加が上げられます。

社会経済情勢等の変化につきましては、特に開発計画もなく、人口の変動も少ない状況でございます。

費用対効果について詳細を説明いたします。費用は、砂防施設整備に要する工事費や用地費といった事業費と維持管理に要する費用が含まれております。便益は、砂防堰堤などの施設を整備することにより、人家、公共施設等が保全されることで発現する便益でございます。プラスの要因としましては、最新の人家戸数をカウントしたところ、4 戸増えております。マイナス要因としましては、施工方法の変更等による工事費の増加と相続者多数における用地解決の遅延による工期の延長になっております。また、その他の要因のプラスとしましては、平成 24 年 3 月に「費用便益マニュアル」が改定されまして、死者一人につき精神的被害額が 2.26 億円計上可能となりました。

今後の対応方針としましては、保全対象の重要性、災害時の地域経済への影響を考慮した上でも事業継続の必要性があること。事業進捗率は 33.9% であります。用地進捗率は 100% であること。全体事業費の増額、工期延長はあるものの、費用対効果は十分見込まれること。以上のことから「事業継続」と考えております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、早速、質疑に入りたいと思います。

岡委員 岡です。熱海で土石流災害が 7 月 3 日に起こったと思いますが、多くの犠牲者が出て、未だに被害が確定していないぐらい、被害が大きかったと思います。ただいまの説明にもありましたとおり、こちらでも土石流が発生するおそれが高いということですが、やっとな土地の買収が 100% ということで、残りが工事に入ることですが、それがもう少し縮まったりしないのか、お願ひいたします。

説明者（長崎振興局砂防課） 4 ページに先ほどご説明しましたとおり、管理用道路、こちらを今年の 2 月に発注しまして、3 か年を目標に道路を造る予定で、その後、入り口までの道路が出来上がったら本体の工事を発注するようにしておりますが、極力前倒して道路が出来上がり次第、工事を発注するように進めていこうと考えております。

岡委員 もう用地買収できたということは、詳細な地籍調査もできられたということで把握してよろしいでしょうか。

説明者（長崎振興局砂防課） 大丈夫です。

岡委員 ほかの事業でもよくあるように、調査したら軟弱地盤だったので、また何億増えるということは、今回は少ないと。

説明者（長崎振興局砂防課） そうですね。今回に関しては、工事に入って若干の増減はあるかと思いますが、大々的な変更はないと考えております。

岡委員 ありがとうございます。

友広委員長 ほかに。

大嶺副委員長 大嶺です。事業費のところで増えたのが、工事用道路が小型車両による施工方法と、これは場所はどこなのか。

説明者（長崎振興局砂防課） 下の丸で囲んで示しているところです。場所としましては、蛍茶屋から田上のほうに抜ける都市計画道路の小ヶ倉蛍茶屋線というよく言われる道路名ですが、そちらの蛍茶屋から山を登ったところの左上の山になります。それで、道がほぼほぼないようなものですから、もっと大きな重機とかダンプ等を使いたかったんですけど、地元が生活道路として使っている部分があるので、どうしても小さい機材を使うことで調整を行いまして、その分の工事費が増えてしまったということになっております。

大嶺副委員長 道路としては、小さくなったんですか、大きくなったんですか。

説明者（長崎振興局砂防課） もともとの道自体は、車が入れるようなところではないところだったので、当初からすれば広くなっております。ただ、それ以上の幅員というか、幅を広くするには地元の了解が得られなかったと。

大嶺副委員長 地元の人使えるんですか。

説明者（長崎振興局砂防課） 使えます。

大嶺副委員長 小型車両というのは、ダンプではないですよね。もっと小さなものですか。

説明者（長崎振興局砂防課） 4 トントラックです。私たちは 10 トントラックをイメージしていたのですが。

大嶺副委員長 わかりました。

中村(政)委員 中村です。9 ページの B/C のことですが、このプラス要因に「人家戸数 4 戸増加」というのが入っております。計算上は確かにそうなのでしょうけども、ここは土石流の危険地域、ハザードマップで言えば住むには適してないというところではないかと思うんですけども、そういうところに、こういう事業をやろうかというところに、また人家が増えたというのは、よろしくないことではないかと思うんですけども、こういうハザードマップの災害地域にまた新たに人が増えた。これがもともとあった家に人が入居したということなのか、新たに家が建ったのかということでもちろん違うと思うんですけども、この事業を行う上で被害を未然に防ぐとか小さくするというのであれば、この地域に人家が増えない方向で行政としては対応するほうがいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

説明者（長崎振興局砂防課） 土砂災害特別警戒区域内に家を建てては駄目ということは、規制はかけていません。例えば、がけ崩れとか土石流が来たときに耐えられるだけの壁の厚さを補強するということで、そこに家を建ててはいけませんよという規制は、どうしてもそれぞれの個人の方が持っている土地なものですから、そこは規制はできておりません。

それと、正確にこの家が建ったところですよという、私はそこまで認識はしてないんですが、土砂災害警戒区域のレッドゾーンと言われるところにかかるところでしたら、今、新築ということで確認は取れているので、何らかの補強をやった上での新築の家になりますので、費用対効果としては、守るべきものがあるということで、そこを外すということにはならないのではないかなと私は思っているんですが。

中村(政)委員 少なくとも、この場所は災害危険地域ですよというアナウンスをした上で、その上で家を建てられているということでしょうか。

説明者(長崎振興局砂防課) そうです。

中村(政)委員 わかりました。

岡委員 土砂災害警戒区域に家を建てる場合にアナウンスされて、それに合わせた家を建てないといけないという決まりがあるということですね。

土砂災害などの対策工事などの理解を深めていきたいと思っておりますので、現地に赴いてもう一回ということはいかがでしょうか。現場を一度確認させていただいて議論させていただくということは、委員長、いかがでしょうか。

友広委員長 今、岡委員から現地を調査して詳細審議したらどうかというご提案でございますが、皆さん、よろしゅうございますか。私、土地勘がないものですから。先ほどお聞きしたら、現地調査は可能な場所だということでございますので、この案件につきましては、今日はここでとどめまして、現地調査、そして詳細審議ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 では、そのような対応をよろしくお願いします。

説明者(長崎振興局砂防課) わかりました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

砂防 - 10 有福(3)地区急傾斜地崩壊対策事業

友広委員長 それでは、砂防 - 10 に入らせていただきます。

ご説明をよろしくお願いたします。

説明者(県北振興局砂防防災課) 県北振興局砂防防災課の田尾と申します。よろしくお願いたします。

それでは、砂防 - 10 有福(3)地区急傾斜地崩壊対策事業の再評価について、ご説明をいたします。

当地区は、佐世保市南部の有福町というところに位置しておりまして、最大がけ高が約40メートルの急傾斜地となっております。事業主体は長崎県。今年度は事業採択後10年となることから再評価の対象ということでございます。

2ページをお願いいたします。

審議経過につきましては、本事業は平成24年度に新規事業として着手しておりますが、今年度は第1回の審議として事業採択後10年間を経過したことから、今後の対応として工期を令和8年度まで延長、それと事業費を3億円増額するというところで考えておりま

す。B/Cも2.33から2.46に変わるということでございます。

3ページをお願いいたします。目的・事業概要とこれまでの経緯について、ご説明をいたします。

事業目的は、保全対象の人家14戸を含む最大がけ高約40メートルの急傾斜地において、がけ崩れ被害から人命を守るために急傾斜地崩壊対策事業を行うということになります。図面の中で赤で囲っている範囲、上のほうでいきますと、尾根をずっと囲むように、頂部、斜面の山のほうを、頂部を囲んでおりますけれども、下のほうの赤のラインが影響範囲として土砂が崩れた時に到達するであろう範囲を示しております。そこに14戸の人家が存在するという状況です。事業進捗としては、事業費ベースで4%、用地の進捗率は面積ベースで30%というところでございます。

4ページをお願いいたします。事業の効果・必要性についてです。

当該地区は周囲三方を斜面に囲まれておりまして、これまで数度のがけ崩れが発生しております。写真の左側の斜面ですが、こちらが地すべり性の崩壊が発生しておりまして、これが平成14年7月のときです。仮の防護柵を、これは個人さんで対応されている状況がございます。それから、平成29年には、右上のブルーシートがかぶっている写真がありますけれども、また土砂災害が発生している。そういった経過がありますので、今後もまたがけ崩れ、災害が起きる可能性がありますので、早急に対応しなければいけない状況でございます。

次に5ページをお願いいたします。事業費の見直しについての説明になります。

これは事業着手後、測量結果によりまして対策範囲の増ということで対策施設の面積が増えたことによりましてプラス1.5億円。それから、平面図の赤色着色範囲につきましては、地質調査の状況等から、法面对策が足りないということで、アンカー工の追加ということで、その追加によりプラス1億円、その他労務費等、今、労務費も上がってきておりますし、資材の単価もまた値上がりしているということもあって、この分がプラス0.5億円となり、合計では3億円の増額を見込んでいるところでございます。

6ページをお願いいたします。事業期間の見直しについての説明をいたします。

当該地域における用地取得に伴う問題が幾つかありまして、ここにも書いておりますけれども、県外地権者、それから相続者との用地交渉、あと、差し押さえに伴う関係機関との調整、地役権設定に関する関係機関調整、あと海軍省地に関する関係機関調整ということで、いろいろなものが混在しておりまして、その解決に時間を要したところでございます。ただ、そういった用地の問題に関して、昨年度までにある程度内諾を得ましたので、今年度、登記業務で完全に長崎県の土地に変更してから工事着手ということで、一応3年度に解決見込みとなっている状況でございます。

7ページをお願いいたします。社会経済情勢等の変化ということですが。

立ち上げ当時、要は10年前ですけれども、15件の家がございました。その中の1戸が県外に移住されましたので1戸減となっている状況でございます。

8ページをお願いいたします。事業の投資効果についてでございます。

費用対効果については、2.33から2.46ということに変化しておりますが、ここにも書

いておりますが、マイナス要因としては、保全人家の減、それから事業費の増、それから地元調整等に伴う工期延長等がマイナス要因となっております。あと、その他の要因ということで、令和3年1月の「費用便益分析マニュアル」改定に伴いまして、精神的被害等に関する項目の追加がなされましたので、その分がプラス側に便益が現れたことで、結果としてB/Cが2.33から2.46と増えているところでございます。

9ページをお願いいたします。対応方針でございますけれども、保全対象、ここでは人家14戸の重要性ということで、人命の保護ということでございます。それと、災害時の地域経済の影響ということで、災害が起きたことで活動が停止してしまうような影響を考慮する必要があるということ。それから、用地進捗は、今30%ということですが、今年度、用地についても全て解決する見込みでありますので、今後は早期の整備効果が発現できるのではないかと状況がございまして、それと、地元へ足を運ぶたびに地元の方が出てこられまして、「早くできないものか」という要望も受けているところでございます。あと、事業費の増額、工期の延長はあるものの、それらのことを考えると、費用対効果が十分に見込まれることもありまして、対応方針としては、「事業継続」でお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、早速、ご質問等をお受けしたいと思っております。

梅本委員 梅本です。工事の内容についてちょっと教えてもらいたいんですが、スライドで3ページを見せてもらっていいでしょうか。この3ページで赤の範囲で囲まれている中で、色が塗られていない部分は何もしないということでしょうか。

説明者(県北振興局砂防防災課) 緑の範囲が対策工を講じる範囲としております。左側が地すべり性の崩壊が起こった部分と、右側の斜面を、上の尾根のほうまで施工はするんですが、その間については、待受擁壁工という、擁壁によって対策をするように考えているところでございます。色を塗っていないところは、対策工事はしない範囲となっております。

梅本委員 そこは必要ないというふうなことですか。

説明者(県北振興局砂防防災課) 必要ないというか、待受擁壁が斜面に対する対策工法でございまして。

梅本委員 工程がちょっとわからないんですが、色のないところの部分が崩れてきても下の待受擁壁工の部分で全部抑えることができると。

説明者(県北振興局砂防防災課) はい。過去の履歴等の検討をしているんですけども、その分で耐え得る待受擁壁工をすることにしております。規模としては、高さが3メートルぐらい、それに防護柵、ストーンガードという部材がつくんですが、トータルで4.5メートルぐらいの幅の品物が谷間のところに設置されるという形になっております。

梅本委員 ありがとうございます。それで、当初は工事面積として2,500平米だったのが、それが2倍の5,000平米になったということですが、当初予定していた工事範囲とい

うのは、図面でいくと、どこらあたりになるんですか。

説明者（県北振興局砂防防災課） 斜面の下のほうを押さえるようなイメージで考えておりまして、扇状にくぼんでいる斜面の下端沿いに一定の規模、10メートルぐらいの法長の法面で法枠工の対策を下のほうだけ設置するようなイメージでした。そこに先ほど言った待受擁壁工という小さい擁壁を上のにのせて、そこで残斜面に対応できるのではないかとという想定はあったんですけども、地質調査の結果、また、災害が起こった履歴等を考えると、地すべり性がどうも絡んでくるというところで、やはり面として斜面について押さえる必要があるんじゃないかと。それと、アンカーも追加したほうがいいんじゃないかという検討結果になりました。

梅本委員 そうすると、工事範囲が、より高い部分も工事を行うという形ですね。

説明者（県北振興局砂防防災課） そうですね。法面の途中までで止めるようなイメージだったんですけども。

梅本委員 ちなみに、一番最初の計画時点では、なかなかそういう、5,000平米まで必要だとかいうのはわからないような感じでしたか。

説明者（県北振興局砂防防災課） そうですね。これが測量とか調査をかける前に新規要望として推定で、推定という言い方は変なんですけれども、ある程度の目安で当初は設定をしていたという状況がございます。ただ、測量とか調査を行った上で詳細な内容が見えてきたというところがございます。

梅本委員 それで、測量結果とか地質調査の結果で、いろいろ工事内容を変更されたようなことを書かれてますけど、この測量とか地質調査というのは、どの時点でやるんですか。土地を取得してからやるということですか。

説明者（県北振興局砂防防災課） いいえ。今回が平成24年に立ち上がったんですけども、24年の補正で24年度末から始まっているんですけども、実際には25年、26年にかけて測量調査、設計を行っております。それと、用地測量も始めて、実際に用地取得に向けた地元との交渉が27年ぐらいから始まっているところがございます。

梅本委員 そうすると、土地取得前からそういう調査はできるということですね。

説明者（県北振興局砂防防災課） はい。

梅本委員 今、用地の取得率は30%ですが、今後、取得してから新たに調査ということは予定してないということですね。

説明者（県北振興局砂防防災課） ではないです。最初に計画を立てた上で、それに合う範囲について用地取得を行うということでございます。

梅本委員 それで、当初の工事内容が現場打法枠工A、それを今回、現場吹付法枠工A、そしてアンカー工併用と書かれていて、工事の内容がよくわからないんですが、それでどんな違いとか、どんな問題があるんでしょうか。

説明者（県北振興局砂防防災課） 現場打法枠工というのも、現場吹付法枠工というのも、最終的な出来上がりは枠ですね、四角い枠がずっとつらなって、縦・横の枠が出来上がったようなイメージで、これにつけてなくて申し訳なかったですけども、枠で法面を押さえましようというものになります。現場打法枠工というのは、場所打ちといいまして、

その現場で型枠を組んでコンクリートを打っていく、そういうものです。現場吹付法枠工というのは、吹付機材によってモルタルの枠だったりとかを造っていくような、枠自体は同じようなものですが、施工の仕方が変わってくるという状況でございます。

梅本委員 強度とか費用は違ってくるんですか。

説明者(県北振興局砂防防災課) 強度的には、そう違いはないと思うんですけども、一般的に現場吹付法枠のほうは、どちらかというと岩盤が出ているようなところに沿わせるタイプでございます。現場打法枠というのは、土砂部だけで整形して、そこに設置するというふうな、大きくは岩盤であるか岩盤でないかという違いが出てくるかと思えます。ただ、岩盤でないところでも、今は現場吹付法枠工というものも採用できるようになっておりますので、経済性を考えた上で選定をしていくというところでございます。

梅本委員 すみません。スライドの5ページを見せてもらいたいんですが、左側の斜面がオレンジ色で、右側の斜面が黄緑で限られていますけれども、アンカー工というのはオレンジの斜面の部分ですか。

説明者(県北振興局砂防防災課) そうです。その部分は、崩れる方向が左側が家側に向かっているような地形になっておりまして、右側の緑の部分については、流れ盤というんですけど、家側には崩れてこないような方向になってはいるんですけども、流れ盤についてはアンカー工の追加が必要だというふうなところで、それ以前に崩壊が発生しているものですから、そこまでの対応をしたいということの違いで分けているところでございます。

梅本委員 左側も右側も調査されて、左側のみ必要だということですね。

説明者(県北振興局砂防防災課) そうです。そういう判断になっております。

梅本委員 それで、用地については、いろいろ複雑な権利関係だったみたいですが、基本的に用地というのは、長崎県が所有権を取得することになるんでしょうか。

説明者(県北振興局砂防防災課) はい。

梅本委員 これまで9年かかって30%の取得率が、今年全部、残りの70%解決するということですか。

説明者(県北振興局砂防防災課) 昨年度までに大体内諾までは得ているので、あとは実際の名義変更、長崎県用地に変えるための作業を今から始めるところでございます。

梅本委員 用地取得とかも遅れて、事業の進捗率からいうと今4%で、事業はこれから始めるような感じだと思いますけれども、期間的には、あと5年あれば大丈夫ということですか。

説明者(県北振興局砂防防災課) そうですね。面積等からいって、規模からいって、あと5年ぐらいはかかるのではないかと考えているんですけども、それが令和8年ぐらいまでの見込みでしておりますが、できるだけ2工区ぐらいずつでも、状況を見ながらになりますけれども、ちょっと早めの対策工事ができないだろうかというところで、できるだけ早く進めていきたいということで考えております。そのままやれば大体5年ぐらいではいくんじゃないかというところですよ。

梅本委員 わかりました。質問は以上です。

友広委員長 ほかにございませんか。

大嶺副委員長 大嶺です。先ほどの話を聞いていると、既に地すべりが起こり始めているところとか、崩壊跡があるというお話ですけど、実際、モニタリングとか地下水とか変形とかは計測されているんでしょうか。

説明者（県北振興局砂防防災課） 4 ページの左上の写真にありますけど、これが平成 14 年に起こったときの要は頭部に当たるところ、ちょっと段差ができてこういう裸地と見えますか、地盤が見えている形になっております。これ以降は、今は落ち着いているというか、下に個人さんで防護柵を立てていただいているので落ち着いているんですけども、その計測までは現在のところはやってない状況です。

大嶺副委員長 地質調査でアンカーをどれくらい打つとか、地下水がどれくらいあるとかは計測されていると思うんですが、されてないのかもしれないですけど、あと 5 年くらいかかるわけですね。

説明者（県北振興局砂防防災課） 一番最初、左側から始めるということで考えているんですけども。

大嶺副委員長 今の状況ならいいと思いますけど、よくある想定外、雨が続いたとか、地下水がどんどん上がると、いつ崩れてもおかしくない状況じゃないかなと思うので、なるべく早くやってほしいなと思います。

説明者（県北振興局砂防防災課） わかりました。やっていきたいと思ってます。

友広委員長 ほかにございませんか。

今、梅本委員からいろいろ工法についてご質問があったようでございますけれども、例えば、水抜工だとか、アンカー工だとか、擁壁工だとか、写真か何かで参考になるようなものを、今日でなくていいんですけど、次回、現地調査、詳細審議を行う予定でございますので、何か参考になるものが用意できましたら事務局のほうでご準備いただければありがたいなと思います。

説明者（県北振興局砂防防災課） 参考になるような写真等を用意したいと思います。

友広委員長 よろしく願いいたします。よろしいですか。 それでは、砂防 - 10 につきましては、今、ご審議をいただきましたが、結果としては、対応方針を「継続」ということでお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。どうもご苦労さまでした。

道維 - 1 都市公園事業 金比羅公園

友広委員長 お疲れだと思いますが、道路維持課所管の道維 - 1 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（長崎市土木建設課） 長崎市土木建設課の平野です。よろしく申し上げます。 それでは、道維 - 1、都市公園事業で実施しております都市公園事業 金比羅公園について、説明させていただきます。

事業主体は長崎市でございます。本事業は、平成 24 年度に事業採択されてから 10 年

を経過することから再評価の対象となるものでございます。

審議経過としましては、平成 24 年度に着工後、今回初めてご審議をお願いするものでございます。

次に、事業の目的としましては、広場や園路等を整備し、みどり・健康・ふれあいの場とするとともに、公園利用者の利便性及び快適性を増大させるため整備するものでございます。事業面積は 21.4ha、中腹まで整備を行う園路の幅員は、横断図のとおり、山頂に向かって右手側に歩道を配置し、歩道幅員は 3 メートル、車道は 4 メートルを予定しております。令和元年度末の事業進捗率は、事業費ベースで 13%、用地取得率は 100%となっております。園路の延長 660 メートルのうち約 180 メートルが整備済みであります。今年度も工事を実施する予定としておりまして、約 50 メートルを完成させる予定です。

続きまして、事業の効果としましては、本公園は緑豊かな自然を有する公園であり、山頂からは市街地全体を展望することができます。また、戦時中の砲台跡などの歴史的な史跡もあり、広場では八夕揚げ大会等も定期的に行われるなど、多くの市民に利用されている公園です。しかしながら、本公園は、車両では進入できません。駐車する場所もないため、利便性が低い公園となっているのが現状でございます。そのため、本事業において園路と駐車場整備を行いまして、公園利用者の利便性、快適性を向上させるものでございます。

事業の進捗状況（事業期間の延期）についてでございますが、今回は、事業期間を令和 3 年度までとしているものを令和 8 年度までに見直すものでございます。延長する理由としましては、現在の園路を拡幅する工事を行う際、迂回路を利用し、工事箇所は全面通行止めで一気に施工する予定でありましたが、地域住民との調整の結果、車両や歩行者を通行させながらの施工を行うこととしたため、施工性が下がり、工事の進捗に時間を要することとなったこと。また、用地取得が難航していたことなどにより事業期間を延長するものです。

上位計画への位置づけとしましては、都市緑地保全法第 2 条の 2 に基づき、長崎市は「長崎市緑の基本計画」を定めており、その中で、「暮らしを守る緑の保全」、「歴史、文化、自然とふれあう緑の拠点づくり」として位置づけられております。

次に、社会経済情勢等の変化につきましては、事業を開始してから現在までは、利用者数や状況の大きな変化は見受けられませんが、コロナウイルスの影響などもあり、園路や公園施設を整備することでオープンスペースとして利用者のさらなる増につながる可能性があることも考えられます。事実、近隣の稲佐山公園の利用者は、コロナ禍前と比較して利用者が増加していることが見受けられます。

続きまして、地元等の意向としまして、地域住民や公園の中に建立された金比羅神社はもとより、金比羅公園八夕揚げ振興会からも、整備の促進が要望されています。八夕揚げ振興会が主催している八夕揚げ祭りでは、例年、多くの方が参加されています。令和 2 年度と令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため開催は中止されましたが、例年、200 人前後の方が参加されております。

事業の投資効果としましては、費用対効果の再算定を行い、2.06 となっております。マ

イナス要因としまして、工期の延長、労務費、資機材等の価格が上昇したことが上げられます。

最後に、対応方針であります。本事業は、広場や園路等を整備し、みどり・健康・ふれあいの場とするとともに、利用者の利便性や快適性を増大させるため整備する事業であり、地域住民や金比羅神社、ハタ揚げ振興会からも整備の促進が要望されております。現状では、社会情勢の変化による影響は見受けられませんが、オープンスペースとして利用者のさらなる増の可能性があります。また、事業期間の延長はあるものの、費用対効果は得られる結果となっております。したがって、対応方針としては、「継続」とさせていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

岡委員 岡です。工期が延長したということですが、事業費に関しては、ほかの工事では労務費のアップなどで期間を延長されると事業費もアップしていることが多いんですけども、今回は事業費は変わらずということで、計算されてのことでしょうけれども、一応確認させていただきます。

説明者(長崎市土木建設課) 先ほどもご説明させていただきましたが、用地取得の交渉が長期化したことがありまして、それがようやく最近、相手方との交渉がうまくいまして契約に至ったところであります。ここにつきましては、保安林の指定がかかっておりまして、その保安林の指定を解除するためには、まず境界確定等の作業が出てきます。今回、権利者との境界確定に時間を要していたところがありまして、保安林の解除ということも残っておりまして工事ができなかった部分があります。そこについて今申請を行いまして事業が進むように努力しております。

工事費につきまして、今のところ、当初算定したもので賄えるものと考えております。今後、事業を進める中で増額等の要因が出てくる可能性があります。そのときはまたご審議いただくことになると思っております。

以上でございます。

岡委員 ありがとうございます。

小出しですみません。もう一つ質問ですが、ご説明の中に、もともとは一度閉鎖してというか、道をなくして一気に仕上げる予定もあったということですが、その場合は期間はどれくらいを見越していらっしゃるんですか。

説明者(長崎市土木建設課) 当初の計画では令和3年度までということで考えておりまして、一応令和3年度には完成する予定としておりました。

以上でございます。

岡委員 わかりました。ありがとうございます。

友広委員長 ほかにございませんでしょうか。

中村(沙)委員 中村です。駐車場の規模についてちょっとお伺いしたいんですけども、コロナウイルスの影響等で利用が増えるかもしれないと想定されておりますが、現在、当

初の案のままで十分なスペースが確保されているのでしょうか。例えば、ハタ揚げ祭りのときとかイベント時でも十分なスペースが確保されているのかどうかお伺いしたいです。

説明者（長崎市土木建設課） 駐車場の台数といたしましては、約 40 台を整備予定でございます。それにつきましては、1 日どのくらい来られるかというのを平成 29 年に 1 回調査しておりまして、その調査のときは 1 日に大体 60 人ほど来られています。駐車場を整備する今は車は通らないということで、その人数も限えられますので、園路を整備することで車両が行くとなった場合、100 人ぐらいは行くのではないかと。1 台当たり大体 2~3 人は乗ってこられるという想定をしております、平均 2.5 人ということで、100 台の 2.5 で割らせていただいて 40 台ということで出しております。

以上です。

中村(沙)委員 ハタ揚げ祭りは 200 人ほど参加されるとお伺いしたんですけど。

説明者（長崎市土木建設課） ハタ揚げ祭りのときは先ほど説明したように 200 人ということでございますが、そこにつきましては地元の方は歩いてこられることもあり、遠方から来られる方は乗り合わせて、それが今 2.5 人というお話をしましたけど、それが 4 人、5 人も考えられます。ハタ揚げは正直いいまして年に 1 回、ゴールデンウィーク期間に開催されていまして、そのときだけですので、そこまで、それを全て 200 人を収める駐車場台数までは必要ないかと思って計画しております。

中村(沙)委員 もう一点、現道の車道についてですが、工事された分の写真を載せていただいておりますけど、全ての車道がこれくらいの幅が確保される予定であるということですか。

説明者（長崎市土木建設課） 駐車場までは確保したいと考えております。

中村(沙)委員 わかりました。

友広委員長 ほかにご意見があったらお願いします。 ご意見、ご質問がないようでございますが、道維 - 1 の取扱いにつきましては、対応方針どおり、「継続」ということで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、「継続」とさせていただきます。ありがとうございました。

道維 - 6 街路事業 出島・南山手地区（新地町稲田町線）

友広委員長 では、道維 - 6 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（長崎市土木建設課） 引き続き、よろしく願いいたします。次に、道維 - 6、街路事業で実施しております出島・南山手地区（新地町稲田町線）について、説明させていただきます。

事業主体は、長崎市でございます。本路線は、平成 12 年度に事業採択され、令和 4 年度に完成予定でしたが、事業期間を延長する必要がありますことから再評価の対象とするものでございます。

審議経過としましては、昭和 58 年に片淵町松ヶ枝線に着工後、今回、5 回目の審議を

お願いするものです。

事業の目的としましては、長崎市中心部の慢性的な交通混雑を緩和するとともに、斜面地における住宅地の生活環境改善を図るものです。延長は 400 メートルで、道路の全体幅員は 15 メートルでございます。幅員の内訳としましては、車道が 7 メートル、両側に 4 メートルの歩道を予定しております。令和 2 年度末の事業進捗率は、事業費ベースで 77.1%、用地取得率は 90.7%でございます。本路線は、住宅が密集する斜面市街地に築造するもので、72 名の地権者が存在することから、用地買収に時間を要しており、平成 12 年度の事業開始から 20 年以上が経過いたしております。

事業の効果としましては、これまで消防車や救急車など緊急車両が通行困難であった狭隘な道路を拡幅することにより、安全・安心な生活環境を確保するとともに、長崎市中心部の慢性的な交通混雑を緩和するものであり、市民にとって必要不可欠な事業となっております。また、当該道路周辺には唐人屋敷が存在し、歴史的・文化的にも魅力的な地域であるため、観光客の安全な周遊ルートを確保するとともに、景観の魅力向上にも寄与する大変重要な事業となっております。

次に、事業の進捗状況でございますが、今回は事業期間を見直す必要があることから、令和 4 年度までとしていたものを令和 9 年度までに延長したいということでございます。理由といたしましては、現在、交渉が難航し、移転に同意をいただけない地権者に対して収用手続きを予定しており、また、土地の境界確定に協力いただけない隣接者もいるため、収用手続きや筆界確定制度を用いた境界確定に時間を要するものです。現在、72 名の地権者のうち 69 名の用地買収が完了しており、残り 3 名の用地買収を含め、今回延長をお願いする令和 9 年度までに事業完了を予定しております。

事業の投資効果としまして、前回評価の費用対効果は 1.26、今回費用対効果は 1.02 となっております。用地解決の遅延による事業期間の延長がマイナス要因となっております。

最後に、本事業は、本路線の整備を行うことにより、長崎市中心部の慢性的な交通渋滞の緩和及び斜面地における住宅地の生活環境改善を図るものであり、事業進捗率は 77.1%、用地進捗率は面積ベースで 90.7%となっており、完成を目前に控えております。また、事業期間を延長する令和 9 年度までに無電柱化事業も併せて整備する予定であり、防災面、バリアフリー面においても効果が見込まれます。

したがいまして、対応方針としては、「継続」をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、道維 - 6 についての質疑に入りたいと思います。

岡委員 岡です。無電柱化ということですがけれども、これもこの事業の中に入っているということですか、別の工事と併用しているということですか。

説明者(長崎市土木建設課) 無電柱化事業につきましては、今回の事業とは別の事業で、併せてやっているということでございます。

岡委員 景観をよくするための無電柱化と今回ののは別ということですね。わかりました。
中村(政)委員 中村です。工事を延長することで B/C が 1.26 から 1.02、ここまで落ち

ることが表示されておりますけれども、ほかの事業、今までの事業の効果というのがある中で、ここの部分だけが、残事業だけのところの影響でここまで落ちるものなのか、ここをもう少し説明していただきたいんですけど。

説明者(長崎市土木建設課) 今回のB/Cの結果につきましては、当初、前回の計画で1.26の算定になっておりますが、今回1.02ということで大幅な下落になっているという理由としまして、ご覧のとおり、分母の数、要は事業費が大幅に増えたというところも一つございます。

それと事業を平成12年度から開始している中で、現在もう22年たっているというところが、事業が非常に長くなることによって便益の損失というのが非常に高くなるというところで、マイナス要因のところにも書かせていただいているように、事業期間の延長が一番大きな下落になっている要因ということでございます。道路の維持管理費であったりとか、開通させるまでの管理費も含めて便益の単価を変えていくことになっていきますので、そういったマイナス的な要因が、事業期間が延びることによって今回大きな下落傾向になったと考えております。

中村(政)委員 ありがとうございます。昭和58年度のスタートだったということですけども、ここまで、令和9年度までかかるというのは、やはり用地買収が遅れた、結局そこに尽きるんでしょうか。

説明者(長崎市土木建設課) 今、おっしゃられましたとおり、用地の取得に相当時間がかかっております。皆様、協力的なところもあれば、個別の対応となった場合は、やっぱり反対というところが道路事業の場合、多くございまして、その中でなかなかオーケーをもらえなかった。説明でもお話しさせていただいておりますが、収用までを考えているというような状況もございまして、こういう事業の延長になっている状況でございます。

中村(政)委員 かなり幅員の広い道路を計画されて大分進捗しているわけですけども、用地交渉が未済のところを見ますと、5番の事業の進捗状況を見ますと、交渉未済のところを除いても車が離合できるぐらいの幅員は確保できるのではないかというふうに見えるんですけども、どういう場所なんでしょうか。

説明者(長崎市土木建設課) この現地につきましては、唐人屋敷顕在化事業というのをも併せてやっていたところであります。そのエリアの中に15メートルの道路を造ることとしているんですけど、現況といたしましては、大方できているところもありまして車両が通行しております。5番の事業進捗状況のところは赤丸をしていますが、用地交渉難航場所として、ここのところが一部狭い状態。ただ、車は注意しながら通行することはできる状況であります。

ここの地区につきましては、また別の事業になるんですけど、この図面では下側に道路ができております。ほかのところとの、今まで通行できなかったところを通そうという計画もあります。そのところは警察と協議しながら車を通していいというような話もやっておりますので、ここが狭いからできないとか、そういう状況ではございません。

中村(政)委員 早く完了させるという意味では、通行できるのであれば、それを生かした工事といいますか、供用の在り方というのも考えていいのではないかというのが印象で

す。

それと、一番南側のところは、どういう道路に接続しているのでしょうか。細い道路と接続しているように見えるんですけども。

説明者（長崎市土木建設課） 一番南側、図面の下のほうになりますけど、黄色で着色しているところ、これが今回、街路事業とする区間でございます。これから先につきましては、また別の事業で、斜面地再整備事業ということで、片側 1 車線、計 2 車線の道路が整備されております。そこを通過して、また違う路線まで、ご存じかどうかわかりませんが、旧仁田小学校が上にあるんですけど、この図面の南側になりますけど、そのところまでは車両が通行できるというような整備になっております。

中村(政)委員 はい、わかりました。

友広委員長 ほかにございませんか。 道維 - 6 につきまして、ご意見、ご質問をいただいたところでございますが、ほかにご意見がないようでございますので、ご説明のとおり、道維 - 6 については、「継続」ということでお願いしたいということでございますが、委員会としても「継続」ということでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

住宅 - 5 市街地再開発事業 新大工町地区

友広委員長 それでは、住宅 - 5 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（長崎市都市計画課） 長崎市都市計画課の中村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市街地開発事業 新大工町地区について、ご説明いたします。

図面は、中央を右から左に通っている緑色の道路が国道 34 号で、左側が市役所方向、右側が東長崎方向となります。左上側に諏訪神社があり、中央の事業区域を赤線で示しております。

事業箇所は、長崎市の中心市街地の東側にあります新大工町商店街に位置しており、商店街の中核を担ってきた長崎玉屋を中心とした新大工町側の北街区と国道 34 号を挟んで菱興パーキングがございます伊勢町側の南街区を併せた区域になります。

事業主体は長崎市となっておりますが、再開発事業は公共事業に準ずる内容を有することから、国や県からの補助金を財源としまして、長崎市が再開発事業の施工者である再開発組合に補助金を支出するものでございます。

これまでの審議の経過でございます。当初の新規事業評価を平成 26 年度に実施し、その後、第 1 回再評価は、都市計画や景観条例の変更に伴う社会情勢などの変更に伴う事業計画の変更のため、平成 29 年度にご審議をいただき、今回は再評価後の事業期間の変更などによりましてご審議をお願いするものでございます。

再開発事業の目的でございますが、低層で木造の密集市街地などを改善していくとともに、細分化された土地を共同化することにより、土地の高度利用を図り、さらに必要な公共施設を併せて整備を行い、安全で快適な都市環境を創出するものでございます。

事業の仕組みとしまして一定の要件を満たす事業に対し、総事業費のうち調査設計計画費や補償費、建物除却費などの土地整備費、共同施設整備費に対し、国が3分の1、県・市の地方公共団体が3分の1を補助することができるものでございます。

事業概要については、北街区の構造が鉄筋コンクリート造の一部鉄骨造で、地下1階・地上26階、建築面積が3,129.69平米、延べ床面積が3万6,281.23平米となっています。用途としまして、共同住宅、店舗、駐車場となります。南街区につきましては、構造が鉄骨造で、地上11階、建築面積が1,113.49平米、延べ床面積が1万1,222.88平米。用途としましては業務施設と駐車場となります。

次に、経緯でございますが、平成26年1月に事業の施工予定者となる準備組合が設立され、平成27年度に都市計画決定、平成28年度に業務施設の追加や容積率の変更などの都市計画の変更を行い、平成29年度末頃、本組合が設立され、その後、令和元年度に新築工事に着手して、令和2年11月には、2棟あるうちの南街区が完成し、同年12月に開業を行っております。現在は、北街区の新築工事中でございますが、令和4年秋頃には竣工及び開業予定となっております。

事業の必要性・効果でございますが、新大工町地区は、本市の中心市街地の商業集積地ですが、近年は施設の老朽化や大型郊外店の進出に伴い、かつての賑わいを失っております。市街地再開発事業の実施は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地区の利便性の向上と中心市街地全体の賑わい再生を図るためには必要不可欠となっております。さらに、中心市街地に不足する業務施設床を創設することにより、雇用の場の創出、立替え促進により防災性の向上及び中心市街地の活性化に寄与する事業でございます。

事業の進捗状況でございますが、事業の進捗状況については、事業計画の作成において、建物内の配置や規模などの設定に不測の期間を要したことによりまして、事業全体のスケジュールを1年延長し、工期末を令和3年から令和4年への変更を行っております。また、事業費につきましても、評価額が確定し、用地費や建物買収費が増額となったことや、工事規模などの変更により建築工事費が増額となったことによりまして、162.8億円から174億円に変更しております。

次に、上位計画への位置付け・関連事業の状況でございますが、上位計画は、「長崎市第4次総合計画」や「長崎市都市計画マスタープラン」、「長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）」に位置付けられております。

関連事業の状況は、新大工歩道橋整備事業を長崎市が行う計画としており、令和2年度に地質調査、測量及び詳細設計の業務委託を行い、令和3年度から令和4年度に歩道橋の設置工事を行う予定としております。

地元の意向としましては、市街地再開発事業により交流人口及び定住人口の拡大を図り、地域活力の維持向上と賑わいの創出、まちなか居住や回遊性の向上に寄与するものとして地元から期待が寄せられております。また、古くから親しまれた市場は閉鎖されましたが、施行者が新たな商業施設に市場の配置も検討しており、地元から期待の声が聞かれております。

事業の投資効果でございますが、費用対効果は、前回の平成 29 年度では 1.58 で、今回は 1.52 となります。プラス要因としましては、事業進捗の結果、施設整備費等が減となったことが上げられますが、マイナス要因として、年間維持管理費が上昇したことや、用地費及び建物買収費が増となったことが上げられます。その他の要因としまして、平成 30 年度に「費用便益分析マニュアル」が改定されまして便益が増加しております。

対応方針としましては、当事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地区の利便性の向上と中心市街地全体の賑わい再生を図るためには必要不可欠な事業でございます。

事業進捗率は、事業費ベースで約 46%、これは令和 2 年度末現在でございますが、今年度末には約 93%が見込まれております。また、地元からも、再開発事業の早期完成が望まれております。

事業効率化に大きく寄与する新たなコスト縮減は見込めず、建物 2 棟のうち 1 棟は完成しておりまして、残る 1 棟も来年度完成のため、代替案の可能性はありません。

期間の延長、事業費の増額はあるものの、費用対効果が十分に見込まれることから、対応方針としましては、「継続」で考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

個別の案件では、まちづくりといいますが、そういう視点からの事業だと考えられますが、特に女性の委員さん方のご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

岡委員 岡です。前回もこの案件に立ち合わせていただきまして、大変興味を持って拝見しております。

1 年延期になっているということですが、大きな事業ですので、1 年は短いほうかなと思っております。今年度、部分的に完成するんですかね。

説明者(長崎市都市計画課) 部分的には、令和 2 年度に南街区の駐車場部分が完了しております。来年度、北街区のほうも完成予定ということになっております。

岡委員 タワーマンションというか、高層のマンションについてですが、全くの小さい質問で申し訳ないですが、長崎市内では一番高いマンションになるんですかね。

説明者(長崎市都市計画課) 旭町などにタワーマンションがございますけど、そちらよりも、こちらのほうが若干高いマンションとなります。

岡委員 そういううわさを聞いておりまして、ぜひ長崎市の人口流出が少しでも減ってくればなと思っております。出来上がるのを楽しみにしております。内容的には、資料も分かりやすかったので、特に質問等はございません。

友広委員長 ほかにございませんか。このことにつきましては、今日、ご欠席の五島委員さんから、新大工町の市街地再開発事業については、現地調査をして詳細に審議したらどうかというご意見が出されておりますので、今日、ご欠席でございますが、そういう申し出がっておりますので、私といたしましては、そのご意見を尊重して、今日のところは、この程度の審議にとどめさせていただいて、次回のこの委員会で現地調査をし

て詳細審議をするということにさせていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、この件につきましては、ご提案いたしましたとおり、次回、現地調査、詳細審議を行うということで、本日はこれでとどめさせていただきたいと思えます。

一応、予定いたしておりました個別審議が終わりましたので、ここで4時10分まで休憩をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

午後 4時 1分 休憩

午後 4時 8分 再開

友広委員長 それでは、おそろいでございますので、再開させていただきます。

今、事務局のほうから、先ほど、島原港改修事業についての関係で活発なご意見をいただいたわけでございますが、このことについて再度ご説明をしたいということでございますので、説明を受けることにいたします。よろしくお願ひいたします。

説明者（島原振興局河港課） 島原港改修事業について、事業費と費用対効果に関する事業費の違いについて、改めて説明をさせていただきます。

説明の前に、1点、記載内容に誤りがありましたので訂正させていただくとともに、お詫びを申し上げます。

訂正箇所ですが、前回、費用対効果のB/Cを1.52、費用を15.9と記載しておりました。これを先ほど確認しましたところ、B/Cが1.35、費用は18.2となります。

続きまして、今お配りしました費用対効果に使用する費用を説明いたしたいと思えます。

総費用につきましては、一番左の事業費の欄の一番下になりまして24.5億円、総費用については、お手元の資料のとおりとなるんですが、事業費と維持管理費の合計が総費用となります。その後、建設デフレーターを考慮した上で、社会的割引率を乗じた費用が費用対効果の現在価値化した総費用となります。その結果、事業費24.5億円が、今回の場合21.6億円となります。

先ほどの説明の中で、事業費の増額については、既設の岸壁の取壊し費用が含まれているとご説明しましたが、これは間違いでして、実際は含まれておりませんので、そこも訂正をさせていただきます。

友広委員長 おわかりいただけましたでしょうか。

梅本委員 15.9億円が幾らになるということでしょうか。

説明者（島原振興局河港課） 15.9億円が18.2億円になります。そのときのB/Cが1.35です。

中村(政)委員 今回のB/Cは変わらないということですね。

説明者（島原振興局河港課） はい、変わりません。平成24年度の分に間違いがありましたということです。

友広委員長 整理させていただきますが、港湾-3で、先ほどご審議いただきました島原港改修事業の費用対効果に係る数字に誤りがあったということで、今ご説明がありまし

たとおり、数字の訂正をしていただきたいということで、B/Cについては変わらないということでございます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 どうもありがとうございました。

2 - 2 再評価の詳細審議事業の確認

友広委員長 次に移りますけれども、先ほど、個別審議の中で3件ほど詳細審議事項ということで選定をしていただいたところでございます。

確認でございますけれども、河川 - 1 の長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム）、砂防 - 1 の矢の平川大規模特定砂防事業、住宅 - 5 の新大工町市街地再開発事業を現地調査し、詳細審議としたらどうかということで協議をしたところでございますが、今の3件でよろしいのか。また、今までいろいろ議論してきましたので、これも現地調査をして詳細審議をしたらどうかということがございましたらご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 それでは、現地調査の上、詳細審議をするのは、先ほど申し上げました3件ということにさせていただきたいと思いますので、事務局のほうで、今後、次回の委員会の日程の調整等について、よろしくお願いいたします。

2 - 3 事後評価対象事業の説明及び審議

友広委員長 続きまして、議題2 - 3の事後評価対象事業の説明及び審議に移らせていただきます。

5件ございますけれども、個別審議としたいと思います。

道建 - 1 道路事業 主要地方道 諫早飯盛線

友広委員長 まず、道路建設課の道建 - 1 から説明をお願いいたします。

説明者(県央振興局 道路第一課 荒木) 道路事業主要地方道 諫早飯盛線について、ご説明いたします。

本事業は、平成24年度に新規事業評価を行っており、平成28年度から新しい補助金を活用するため、再評価を平成27年度に受けております。そして、平成28年度に事業が完了し、今年度、事業完了後5年を経過したことから、事後評価を行うものです。

本事業は、主要地方道 諫早飯盛線におきまして、車両の走行性の向上、栗面ICへのアクセス性の向上、歩行者の安全の確保により、中心市街地の交流促進や地域間の連携強化を目的として、延長1.01キロメートルの現道拡幅を伴った道路改良事業を平成24年度に事業化し、平成28年度に整備を完了しております。

事業の効果の発現状況についてです。整備の完了により、安全な歩行空間の確保、雨水冠水に備えた排水整備、道路拡幅や線形改良による車両走行性の向上を図ることができました。

費用対効果の算定の基礎となった要因の変化についてです。事業費については、前回評価時から 3,700 万円増額となっております。現況交通量は、平成 25 年度に比べ令和 2 年度は減少しており、将来交通量も同様に減少しております。ただし、当該工区の整備や栗面 IC の整備に合わせて南諫早産業団地の造成が行われており、将来的には、そのアクセス道路として交通量の増加が見込まれます。費用対効果については、事業費の増、交通量の減少により、前回評価時の 1.43 から 1.23 に減少しておりますが、1 以上は確保されております。事業費の増額の要因として、労務費の上昇が上げられます。平成 27 年から平成 28 年にかけて事業従事者のメインとなる普通作業員は 7%、交通誘導警備員は 12%、上昇しております。

対応方針としまして、事業の整備により車両の走行性の向上、歩行者の安全確保など、事業の目的は十分に達していることから、当面の改善措置及びさらなる事後評価の必要性はないものと考えております。

また、本事業をはじめとした同種事業の計画、調査の在り方に関しては、地域住民や関係機関との連携が不可欠であり、相互理解を得ながら事業を進めることが必要と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

友広委員長 ありがとうございました。今の道建 - 1 について、何かご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

結果としては、さらなる事後評価の必要はないというふうな説明があったところでございます。さらなる事後評価の必要はないという観点からご意見があればお願いいたします。よろしゅうございますか。 それでは、道建 - 1 につきましては、さらなる事後評価の必要はないということから、この事業については、現地調査及び詳細審議については、行わないということで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございました。

道維 - 1 街路事業 小ヶ倉蛸茶屋線

友広委員長 それでは、道維 - 1 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（長崎市土木建設課） 長崎市土木建設課の平野です。よろしく申し上げます。

道維 - 1、街路事業で実施しました街路事業 小ヶ倉蛸茶屋線について、説明させていただきます。

事業主体は、長崎市でございます。

本事業は、平成 28 年度に事業が完了してから 5 年を経過することから事後評価の対象となるものでございます。

審議経過としましては、平成 20 年度に再評価の審議を受け、今回、事後評価のご審議をお願いするものでございます。

事業の目的としましては、国道の主要幹線道路を補完する環状型道路として、交通環境、居住環境の改善を図り、都市機能の強化に資する目的で整備を行ったものです。

本路線は、愛宕、白木、矢の平の3工区に分かれております延長2,960メートルの道路で、幅員は13メートル、歩道4メートル、車道9メートルで整備を行ったものです。

事業の効果としまして、国立長崎病院から蛸茶屋までの旅行速度を調査したところ、1時間当たり19.1キロメートルから37.4キロメートルへの向上が見られました。また、中心市街地を通らず、南部、東部方面を結ぶ新たな道路が完成したことから、通勤時間帯の移動時間の減少に寄与しております。さらには、新たなバス路線が定着したことにより、生活環境も向上し、完成した道路沿線にはコンビニや商業施設が建設され、土地利用も活性化しております。

費用対効果の算定の基礎となった要因としまして、前回算定より交通量の増加が見受けられましたが、事業期間の延長があったことや事業費が増加したことから、費用対効果としては前回の数値より減少した1.88という値となりました。

社会経済情勢等の変化としまして、長崎県施工区間の小ヶ倉蛸茶屋線との接続が平成18年度に完了しました。また、現在計画中の長崎県の事業である長崎南環状線等の完成により、国道の交通負荷のさらなる軽減が期待されます。

対応方針につきまして、本事業は、完成後の事業効果が十分に発揮されており、事業の当面の改善措置の必要はないと考えられます。また、事業の目的に見合った事業効果の発現が確認されており、さらなる事後評価の必要はないと判断しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。今、説明を受けたところでございますが、ご意見をお受けしたいと思っております。

今、ご説明のとおり、B/Cは2.17から1.88に若干落ちたということでございますが、通行台数は1万9,000台という大きな数字に伸びているという説明があったところでございます。

なお、この件については、事後評価の必要はないんじゃないかということでのご説明があったところでございます。よろしゅうございますね。特にご意見もないようでございますので、ただいまの説明のとおり、認めることとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

港湾 - 1 松浦港廃棄物海面処分場整備事業

友広委員長 では、港湾 - 1 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） 県北振興局港湾漁港第二課、斎藤です。よろしく申し上げます。

整理番号 港湾 - 1 松浦港廃棄物海面処分場整備事業について、ご説明いたします。

本事業は、平成28年度に完了しました。今回、事業費10億円以上、事業完了後5年目を迎え、事後評価を行うものです。

審議の経過についてです。当事業は、平成13年度に事業を開始し、10年目の平成22年度、14年目の平成26年度に再評価を実施しております。そして、今回審議となっております。

ります。

工事の目的及び事業概要についてです。県北管内では浚渫土の処分地が必要であり、このため、松浦港に施設整備を行い、公共残土を受入れ、処分使用のコスト縮減を図るために事業を計画しております。

事業概要としましては、平成 13 年度に着手、平成 28 年度完了、総事業費 20.6 億円です。

整備内容としては、埋立護岸 430 メートル、埋立概要として土量受入れを 50 万立米、面積 4.4 ヘクタールとなっております。

事業効果の発現状況についてですが、当事業により、土砂処分のコスト縮減が図られております。陸上残土は民間処分場等へ搬出する際の処分料、浚渫土については海洋投棄に比べ運搬距離が短くなり運搬コストの縮減がなされており、十分な効果を発現していると判断しております。

費用対効果の算定の基礎となった要因ですが、総事業費が前回 20.4 億円、今回、20.6 億円となっております。増額については、水路周辺部への転落防止柵の設置によるものです。事業完了年度は、前回評価時、今回ともに平成 28 年度で変更ありません。費用対効果については、前回 1.05、今回 1.02 となっております。事業費が増えたなどによるものです。

社会情勢等の変化についてです。事業により完成した埋立地については、令和 2 年度より緑地整備に着手しております。市民の憩いの場として新たな賑わい創出が期待され、さらなる事業効果が見込まれるものであります。また、埋立地の一部については、松浦市の支所等の移転計画がなされております。

対応方針についてですが、今後の事業評価、必要性、改善措置の必要性につきましては、事業実施による公共残土の処分に係るコスト縮減が図られるなど、事業の効果が見られ、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性はないと判断しております。

同種事業の計画、調査の在り方につきましては、本事業の見直しの必要性はなく、今後の同種事業においては、関係機関と連携し、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう、早期完成に努める必要があると考えております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。今、港湾 - 1 についてご説明をいただきましたが、このことについてご意見、ご質問をいただければと思います。

大嶺副委員長 大嶺です。この内容についてはいいんですけど、1つお伺いしたいのが、廃棄物処分埋立護岸ということで、名前も松浦港廃棄物海面処分場ということがついているんですけど、環境省で法律でいう廃棄物をここで受け入れているのか。例えば、建設残土を受け入れていると書いてますけど、発生土の中でかなり柔らかい建設汚泥は廃棄物扱いですけど、そういった建設廃棄物をここに受け入れているのかどうか。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） 公共残土ということで、おのおの受け入れる前に土砂の分析をされていると思うので、その分を提出していただいて、その分で有害な物質がなければ受け入れるということをやっています。

大嶺副委員長 それが法律でいう産業廃棄物は、有害なのがなくとも、人が歩けないとか、トラックで運べないもの、非常に柔らかいものを建設汚泥、それはイコール廃棄物に該当して、取扱いが勝手に捨てたら処罰される廃棄物に該当するんですけど、それ以外の、そんなに柔らかくない建設発生土、ここでいう残土だと思いますけど、それを受け入れているのならわかりますけど、それ以外の柔らかい、例えば、道路で掘削して柔らかい粘土が出てきたのを、法律上は建設汚泥で、ただ、これ、廃棄物とついているので紛らわしいんですけど。どういうのを受け入れているのかというのがちょっと。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） 切削したときに出てくるようなやつですかね。ただ、そんな柔らかいやつは受け入れてない、多分、運搬自体も難しいと思うので。

大嶺副委員長 1つだけ、例えば、浚渫土は柔らかくとも廃棄物じゃないという該当なので受け入れることはあると思うんですけど。それがここで廃棄物とついているのが、ちょっと不思議だなと思ったんですけど。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） 港湾の事業名で廃棄物という事業名になってますので、ちょっと紛らわしくはあるんですけども。

大嶺副委員長 今後、こういう計画があるなら、廃棄物の定義をちょっと明確にして言葉の使い方を区別したほうがいいんじゃないかなと思います。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） 検討させていただきます。

梅本委員 すみません、ちょっと私よくわからなくて。3の事業効果の発現状況で、「海上処分の場合」とあるんですけども、右下が時津港埋立地、処分量が必要で、左は「海上運搬距離」と書いているんですけど、この赤丸は、海底に落とすということですか。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） そこは搬出先で、鷹島漁港とか生月漁港等で発生した浚渫土ということで、発生箇所を丸をしております。

梅本委員 発生箇所、矢印の先で...

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） で、松浦港に処分してますよということで、赤はですね。

梅本委員 矢印が出て、五島列島ですか、右側に赤丸になってるんですが。

説明者（県北振興局港湾漁港第二課） もともと松浦港で廃棄物が整備されなかった場合は、こういった五島沖まで持ってきて海上処分をしなくちゃいけないということで表現したつもりなんですけど。

梅本委員 そういうやり方もあったりするんですね。海上処分がちょっと知らなかったものですか。

友広委員長 よろしいですか。

梅本委員 はい。

友広委員長 ほかにございませんか。

岡委員 岡です。私たち素人、プロの方がいらっしゃいますけれども、こういう残土というか、盛土などをお金を出して処分したという事例も時々聞いて、税金が無駄に使われるような気持ちになっているところですけども、今回、残土というんですかね、港湾漁港の事業の建設残土を処分する確保が必要になったために、こういう再利用といいですか、

活用されたということで、今後、防災緑地なんかに活用する予定ということで、こういう使い方もされているんだと改めて勉強になりました。よかったと思います。

友広委員長 私の地元なので。確かに、大嶺委員が申されたように、この名前がですね、かなかちょっと耳障りな名前になっているところで、その点についてはご検討いただければありがたいと思います。

埋め立てをしていただくことによって、いろいろな効果があると思うんですね。今、岡委員が申されたように、新たな用地ができて、そこを有効活用していくということと、浚渫等によって、その処分について、五島沖にと書いてありますけれども、そこまで持つて行くと莫大な経費がかかる。ほかの公共事業の促進にも大いに貢献をするということです。確かに、この事業は松浦市で実施いただいたんですけど、ありがたい事業だと思っております。やはり一番は B/C がなかなか厳しい数字だなというところがあるわけですが、そういう面では事業としては、ありがたい事業だというふうに思っていた方がいいんじゃないかと思っております。宣伝になりましたけど。

今、ご説明がありましたとおり、そういうことを踏まえて、この事業については説明のとおりで認めるということにして、この事後調査といいますか、そういうことについては必要がないということで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

港湾 - 2 □ノ津港海岸保全事業

友広委員長 続きまして、港湾 - 2 について、ご説明をお願いいたします。

説明者（島原振興局河港課） 島原振興局河港課の村上です。

□ノ津港海岸保全事業について、説明させていただきます。資料は、整理番号 港湾 - 2 になります。

初めに、審議経過について。当事業は、昭和 62 年度に事業に着手し、以降、3 回の事業再評価を行い、平成 28 年度に事業完了となりました。最終的には、事業費 28.7 億円、費用対効果 8.32 となります。

目的、事業概要、これまでの経緯について。事業の目的ですが、□ノ津港大屋地区及び□ノ津地区の既設護岸の天端高不足による高波・高潮から背後家屋へ浸水被害を防止するため、護岸の改良を行い、地域住民の安全・安心による民生の安定を図るものです。事業概要は、大屋地区護岸（補強）1,285 メートル、樋門（改良）1 基、□ノ津港区護岸（改良）300 メートル。期間は昭和 62 年度から平成 28 年度。事業費は 28.7 億円です。

事業効果の発現状況。整備前は、写真のように越波しておりましたが、整備後は天端高が確保されて越波の防止が図られ、地域住民の安全・安心が確保されております。

費用対効果の算定の基礎になった要因の変化について。総事業費は、前回再評価時の 28.2 億円から最終的に 28.7 億円と変更となりました。完了年度は、前回再評価時と同じ平成 28 年度です。費用対効果は、前回 9.01 から最終的に 8.32 になりました。費用が増

大した要因ですが、前回の再評価時から労務費や資機材等の価格の上昇により費用が増大しております。便益が増えた要因は、費用対効果分析結果によって、基準年度の再設定により便益が増えております。

社会経済情勢等の変化について。事業の実施により、背後地域の安全性が向上したことで新たな事業所の立地もあり、地域の活性化に寄与したものと判断されます。写真にありますとおり、イルカウォッチング、コンビニエンスストア、宿泊施設などが建設されております。

対応方針について。今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性ですが、費用対効果については、8.32 と十分にあり、高潮、波浪等の被害も発生してないなど、事業の効果が十分に見られ、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要はないと判断しております。

また、同種事業の計画、調査の在り方についてですが、本事業の見直しの必要はありませんが、今後、同種事業においては、関係機関と連携し、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう、早期完成に努めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

友広委員長 ありがとうございます。ただいま、ご説明いただきましたので、これからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

ご説明では、事後評価、改善措置の必要性はないというふうに判断してご説明いただきましたけれども、今後については、関係機関と連携して効果というものを早く実現していくための努力が必要ではないかということが付け加えられたところがございます。

それでは、お諮りをいたしたいと思いますが、港湾 - 2 につきましては、現地調査、詳細審議の必要はないということでご了承いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 どうもありがとうございました。

河川 - 1 総合流域防災事業 大明寺川

友広委員長 最後になりますが、河川 - 1 について、ご説明をお願いいたします。

説明者(県北振興局河川課) 県北振興局河川課長の畑口と申します。長時間のご審議でお疲れのことと思いますが、よろしくお願いたします。

私のほうから、事後評価対象事業 河川 - 1 大明寺川総合流域防災事業について、説明させていただきます。

事業主体は長崎県。事業箇所は西海市西彼町になります。平成 28 年度に事業が完了し、完了後 5 年が経過したことにより事後評価の審議をいただくものであります。

次のページをお願いいたします。審議の経過ですが、本事業は、平成 10 年、平成 15 年、20 年、25 年の 4 回、再評価の審議を行っております。今回が 5 回目の審議となります。

次のページをお願いいたします。目的・事業概要ですが、目的は、大明寺川において、洪水に対し、安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的としております。

事業概要ですが、計画延長 1,800 メートルにおいて、築堤、河床掘削、護岸整備及び橋梁の架替えなどを昭和 55 年から行っております。

次のページをお願いします。事業の効果の発現状況についてですが、河道整備の経緯について、事業着手前の昭和 49 年と事業実施中の平成 6 年、平成 25 年に撮影した航空写真を並べております。河川改修によって河川の拡幅や河床掘削を実施し、流下能力の向上を図っております。

5 ページ目をお願いします。同じく横断図をつけており、河床掘削や堤防を整備し、治水安全度の向上を図っております。また、河川改修後、平成 30 年に計画規模に近い雨量を観測しておりますが、洪水被害は発生しておらず、事業効果の発現が見られていると考えられます。

6 ページ目をお願いします。費用対効果の算定基礎となった要因の変化ですが、前回の平成 25 年度再評価時と今回で比較を行いました。事業費は、前回 29.6 億円より 1.7 億円の減少となっております。費用対効果につきましては、事業費が減少したことに伴って 1.78 から 1.87 と若干増えております。

7 ページ目をお願いします。大明寺川流域の地域住民の方々を対象としてアンケート調査を行いました。130 人中 54 人が回答しており、回答率は 42%となっております。

8 ページ目をお願いします。8 ページ目には、アンケート調査の結果、河川改修の効果、続きまして 9 ページ目が河川改修による動物、植物の変化、それと 10 ページ目に「大明寺川の利用状況についての変化」ということでアンケートを実施しました。

11 ページ目をお願いします。アンケート調査の結果ですが、治水に関しては、約 70% の住民が河川改修の効果を感じておられます。環境面では、余り変化を感じていない方が 60% を超えており、事業による影響を最小限に抑えられたと考えています。また、維持管理に関しては、清掃活動をしている、または、興味のある方が 70% を超えており、河川に対する地域住民の関心度が高いことがわかりました。

12 ページ目をお願いします。対応方針の原案です。当事業は、河川の氾濫防止を目的としており、当初想定していた事業効果が発現されていることから、改善措置やさらなる事後評価の必要はないと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

友広委員長 ありがとうございます。ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

岡委員 岡です。アンケートなど本当にわかりやすく、理想的なアンケートだと思います。内容も、今年の 3 月ということで最近取っていらっしゃるし、動物に変化があるかどうか、また、川の清掃について参加してみたいとか、そういうアンケートはなかなか今までなかったと思いますので、今後も地域の人たち、川とともに生活していく人たちの気持ちのわかる内容だなと思いました。

「河川改修工事の効果を感じていますか」という質問に対して、「被害がなくなった」という方は 15% ですけども、これはよっぽど大きな雨が降らないとわからないからかなとも思います。去年の 7 月は、西海市も雨がひどかったと思うんですけども、その後も特に何も感じられなかったということは、本当に改修後は治水の効果がよく現れた結果だなと思っております。また、写真を見てもわかりやすいし。

一応お伺いしたいんですけども、去年の 7 月の雨では、特に何も被害はなかったとい

うことですか。

説明者(県北振興局河川課) 昨年 7 月豪雨の雨量は、時間雨量でいきますと 50 ミリ、3 時間雨量で 120 ミリという雨が降っております。確認しましたけれども、大きな洪水被害はなかったということです。

岡委員 とてもわかりやすいアンケートで見入っております。私個人的には、原案どおりでいいかと思えます。

友広委員長 ほかにございませんか。岡委員がおっしゃいましたとおり、事後評価の中では、委員としてはアンケートが非常に参考になるといいですか、大事なことはないかと思ったところがございます。ほかにございませんか。このことについては、事後評価の必要性はないという説明でございましたけれども、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

それでは、事後評価の審議については、これで終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

2 - 4 事後評価の詳細審議事業の確認

友広委員長 今、5 件の事後評価の審議をしていただいたわけですが、この 5 件について、さらなる詳細審議が必要かどうかということでお諮りしたいと思います。特に大きなご意見、ご質問はなかったようでございますので、詳細審議は要らないということで整理をさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。そのようによろしくお願いいたします。

3 . 閉 会

友広委員長 本日、10 時 30 分から審議を始めたところでございまして、これで一応終わるわけですが、最後に、せっかくの機会でございますので、この審議を含めて、ほかのことも結構でございますので、特に何かご意見、ご希望等、お考えがございましたお伺いしたいと思います。

岡委員 お昼に少しお話をしていたときに、余った土などを再利用する、長崎県でもそういうものを活用していく予定はあるんですか、ないんですかみたいな雑談になったときに、県として調べていらっしゃるということで、委員会の意見から話が出たとも聞いておりますので、長崎県として、また、周りの地方都市も含めて、余った資材というか、公共事業は金額がとてつもなく大きいので、ちょっとの再利用が何億という節約になるときもあるので、そういうことを広く周りの市町村、また、県も含めて、簡単にいくという話じゃないかもしれないですけども、調整していただけたらなという希望があったんですけど、既にそういう話も出ているということで、今後、希望を持って、またこの会に出席させていただきたいなと思っております。いろいろ勉強させていただきなごらの委員ではございますが、今後とも、税金の無駄遣いがないようにと希望しながら発言させていただき

たいと思います。

また、B/C につきましては、人の命に関わるものが B/C が高く、人の命が余り関わらないものは低いのかなという気がしておりますけれども、B/C が低くても、人の動きが大きければプラスとなっていくので、B/C の数値だけに目を奪われないで今後も話し合いに参加させていただきたいなと思っております。たどたどしいですけれども、ちょっと意見を。

以上です。

友広委員長 ほかにございませんか。

大嶺副委員長 一つは関連で。残土について、最後の事後評価の案件でも B/C が上がったのは、残土を利用したからということだったので、そういうコストのメリットも本来ならあるのに、そういうことが生かせないというのが、もう少し検討課題かなと思っております。

もう一つは、先ほど話も出たんですけど、環境負荷、今、地球温暖化とか脱炭素とか、そういったのが問題になって、恐らく建設分野でももっと厳しくそういうところが指摘されるんじゃないかなと思いますので、いろんな広報の中で環境負荷を考慮したやり方、そういうのをもう少し検討していただきたいなと思っております。

以上です。

友広委員長 せっかくですので、中村委員、何かございましたら。

中村(政)委員 今回も事業が延長になるとかいうケースの場合は、どうしても用地買収の問題で反対する人がいるとか、所有者がわからないとか、相続で分散しているとか、そういった問題が多かったかと思いますが、国のほうでも法律的にも、そういうことに対して対応できるような、所有権の問題を少し制限してでも事業を、公共の福祉に役立つようなことであれば事業進捗につながるような対応をしましょうという法律に変わってきている、運用も変わってきているように思います。

そういった情報をこの委員会でも事務局から、どういうふうになっていくのかお示しいただけると、余り説明の方に突っかかる必要がなくなってくるかなというところもありますので、今、こういうふうに進んでますよ、来年になればこうなりますよとか、そういったものも資料としていただくと、ありがたいなと思っております。

友広委員長 ありがとうございます。では、梅本委員、お願いします。

梅本委員 皆さんがおっしゃられたとおりですけれども、一つは災害防止のための事業というのは、何とかもうちょっとスピードアップできないかなというところと、あと、大嶺委員がおっしゃったように、検討の時には環境負荷とか地球温暖化の視点からも検討できるようにしたいなというふうに思いました。

以上です。

友広委員長 中村委員、お願いします。

中村(沙)委員 今回は初めて出席させていただいて、興味深くいろんな案件を勉強させていただきました。委員の先生方がおっしゃったこと、そのとおりだなと思いながら聞いておりましたが、やっぱりできるだけ早く、災害防止もそうですけど、進めたほうがいい

案件が工期が延び延びになっているのが、ちょっともどかしいなと素人ながら感じました。

友広委員長 どうもありがとうございました。予定した時間を過ぎておりますが、よろしゅうございますね。 それでは、これで議事を終わらせていただきたいと思います。

私も初めてこの委員会に出席させていただきまして、議事の進行がうまくできなくて皆様にはお詫びを申し上げたいと思います。しかし、委員の皆様から積極的な、いろんなご意見をいただいたということについては、大変ありがたく思ったところところでございます。事業者の皆様方も、資料の準備等大変であったと思いますけれども、今日の審議に的確な対応をしていただいたということについて、委員を代表して厚くお礼を申し上げます。

これで終わらせていただきますが、あとは事務局のほうでよろしくお願いいたします。

事務局（植村） 友広委員長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても、午前中から長時間にわたり熱心なご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

個別の事業に対するご意見に加え、ただいま、総括的なご意見も様々いただきましたので、それらにつきましては事業担当課及び事務局において適切に対応させていただきたいと存じます。

また、本日の議事内容につきましては、詳細な議事録と概要版、両方作成しまして委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、事務局より連絡事項がございます。

事務局（馬場） 事務局よりご連絡をいたします。今後の予定につきましては、現地調査、詳細審議が必要な事業が3件ございましたので、日程調整をさせていただいた上で、第2回は8月下旬頃に開催をさせていただきたいと考えております。

また、これらの審議が全て終了した段階で、知事に対して審議結果を答申していただきたいと考えております。

事務局からの連絡は、以上でございます。

事務局（植村） 以上をもちまして、令和3年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

午後 5時 7分 閉会